

# 資金循環統計の見直しについて

## はじめに

資金循環統計は、日本銀行が1958年に作成を開始（データの始期は1954年）して以来、国民経済計算・資本調達勘定の基礎資料として、また、わが国の金融構造の全体像を鳥瞰し得る唯一の統計として、各方面で幅広く用いられてきた。もっとも、現行資金循環統計には、改善すべき点が少なくない。すなわち、その枠組みは、基本的に国民経済計算体系（1968年作成、System of National Accounts、以下68SNA）に準拠しているものの、基礎データがなお不十分なこともある、不整合の面も少なくなく、実体経済面と金融面を併せて捉える上で制約が多い。また、68SNA自体、作成以来長期間を経て、近年の経済・金融構造の変化を十分に反映しきれていないのが実情である。この間、世界的にみても、経済・金融環境の変化に対応すべく、1993年、国連統計委員会において、SNAの改訂案が採択された（以下93SNA）。金融統計の分野については、国際的に標準化への気運が高まっている中で、IMFが同委員会の付託により、93SNAを補完するものとしてマニュアル（Manual on Monetary and Financial Statistics、以下IMFマニュアル）作りを進めている。これを受けて資金循環統計の見直しに着手した国も少なくない。

言うまでもなく、金融の全体像について信頼

度の高い統計が存在することは、金融構造の変化と各経済セクターの位置付けの把握、およびその実体経済へのインプリケーションを考える上での不可欠の前提であるほか、金融諸制度を検討する際にも有用である。この場合、そうした統計が国際的な基準に沿ったものであれば、国際比較を行うことも容易となろう。日本銀行では、このような観点に立ち、資金循環統計の見直し作業を進めているが、その際にできるだけユーザー等の意見を反映させることができることに資すると考え、見直しの基本的な考え方、概要について公表することとした。本稿では、見直しの具体的な内容（部門分類、取引項目の拡充・変更等）を簡潔に整理するとともに、新ベースの統計によって、どのような点が明らかになるかを示すこととする（IMFマニュアルの提言内容や、見直し案の背景となる考え方の詳細については、付論「資金循環統計見直しに係る論点」参照）。なお、統計を整備する上では、利用上の利便性と報告者負担とがトレードオフの関係にあることが多く、資金循環統計についても、完全性を高めようとすると、現存する基礎統計を最大限利用した上でも、一部に新たな負担増が生じ得る。本稿は、こうしたコストやベネフィットを考える上での一助とすることをも狙いとしたものである。

本稿で示している具体的な部門分類・取引項目の変更点（2.「見直しの具体的内容」に記述）等に対するご意見、ご提案の送付先、送付期限は下記のとおりです。頂いたご意見、ご提案は、日本銀行において十分に検討の上、新資金循環統計に極力反映させたいと考えておりますが、主なご意見、ご提案については、日本銀行のコメントを付記した上で、後日まとめて公表する予定です。

(送付先)

1. 郵送：郵便番号103 東京都中央区日本橋本石町2-1-1  
日本銀行調査統計局経済統計課  
資金循環統計見直し班
2. FAX：03-5203-7436
3. インターネット・Eメールアドレス：  
webmaster@info.boj.go.jp

(送付期限)

1997年5月末

## 1. 見直しの背景

### (1) 資金循環統計の意義

資金循環統計は、国民経済における部門間の資金の流れと債権債務関係を鳥瞰できるようにした統計<sup>(注1)</sup>であり、様々な金融データを経済部門別、金融取引項目別にマトリックス形式で表示している。本統計を利用することにより、マネーサプライの変動分析等の金融情勢分析や、金融構造変化の解明のみならず、家計、法人企

業、政府といった非金融各部門の資金過不足や、金融資産・負債残高の分析を通じて、金融面の動きと実体経済活動の動向が、相互にどのような影響を与えていているかを把握することが可能となる。すなわち、資金循環統計で示されている各経済部門の資金過不足は、実体経済活動の結果という側面もあるが、同時に、各経済部門の金融資産・負債の状況が、投資・消費活動に影響を与えている。その意味で、資金循環統計は実体経済動向を分析する際の有用な材料である<sup>(注2)</sup>。日本銀行では、こうした観点から、法人・個人部門のネット金融ポジション等の分析を行っている（ボックス1参照）。

資金循環統計をこうした用途に利用できるのは、同統計が国民経済計算同様、国民経済全体を捕捉することを目的として、一次統計を加工したものであるためと言うことができる。すなわち、わが国に存在する様々な金融統計は、それ自体が各々の目的に照らし有用な情報を与えるものであるが、資金循環統計の作成に際しては、こうした統計を経済部門のバランスシート（資産と負債がバランスする勘定）の中で表せるように集計・加工し、経済全体をみるのに適したフロー・ストック計数に変換する。この結果、個々の金融統計を見るだけでは判然としない情報が浮き彫りになることが多く、従って、資金循環統計は、金融統計に付加価値を付け得る一種の「器」と言うこともできよう。

(注1) 現行の資金循環統計は、一定期間内の金融フローの計数を表した金融取引表と、一定時点での金融ストックを一覧化した金融資産・負債残高表から構成される。

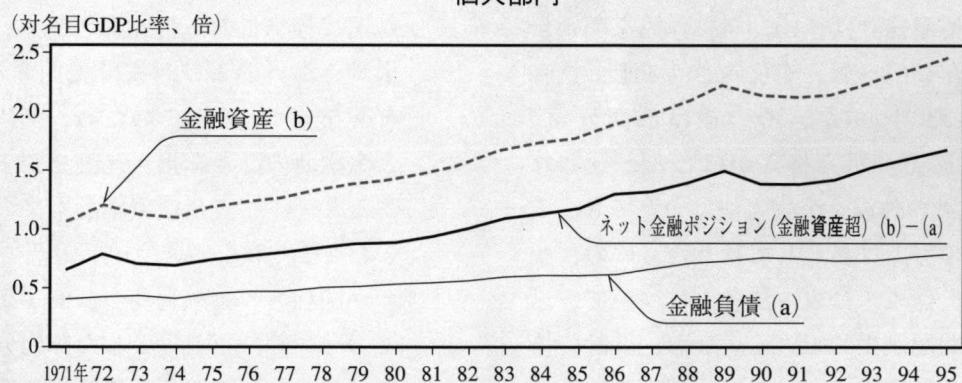
(注2) 資金循環統計の作成・利用に関する先駆者とも言うべき米国連邦準備制度理事会（F R B）でも、家計部門の債務残高や正味資産の動向分析を行っており、連邦公開市場委員会（F O M C）において議論の対象となることが少なくない。例えば、1995年11月に開催されたF O M Cでは、F R BスタッフとF O M Cの一部メンバーとの間で、家計の債務の総額と正味資産の水準の評価およびその個人消費に与える影響について見方が分かれ、議論が行われている。

## [ボックス1]

## ネット金融ポジションについて

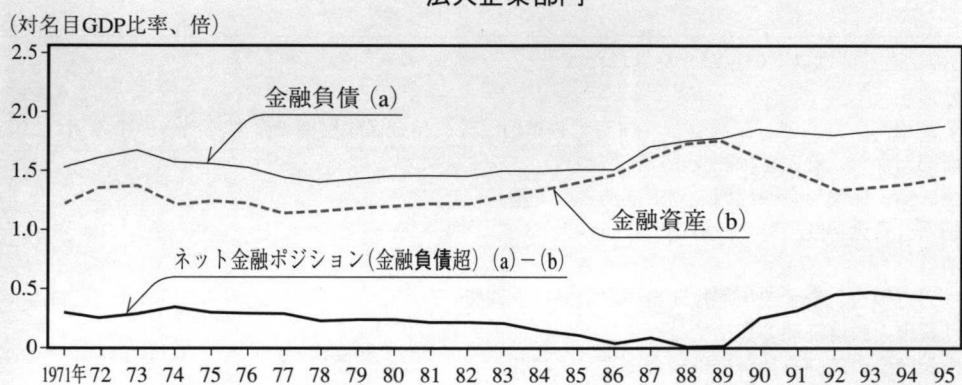
ネット金融ポジションは、各部門の金融資産の総額と金融負債の総額のネット戻りであり、利子・配当収入や利払負担等を通じて各部門の潜在的な購買力に影響を与えることから、実体経済活動（家計の消費や住宅投資、企業の設備投資等）を左右する重要な要素の1つと考えられる。最近の法人・個人部門のネット金融ポジション（対GDP比率）の動きをみると、法人部門では1989年から1992年にかけて急速に悪化、1994年以降徐々に改善しているものの、その負債超幅は過去の水準と比べると依然として相当高いレベルにある。一方、個人部門では1989年から1990年にかけて一旦は悪化したもの、その後順調に回復し、1994、1995年には過去のトレンド上にほぼ戻っている。こうしたネット金融ポジションの動きは、先行きの成長に関する期待のフレや株価変動等によってもたらされたものであるが、企業部門においては、いまだにその影響が、いわゆる「バランスシート調整問題」として残存することを示唆している（『日本銀行月報』1996年7月号「平成7年（1995年）の資金循環」参照）。

## 個人部門



(注) 金融負債には企業間信用受信（個人部門に含まれる個人事業主が法人企業から受ける信用）を含む。

## 法人企業部門



(注) 金融負債には企業間信用受信、対外債務を含み、株式を含まない。金融資産には企業間信用与信、対外債権を含む。

また、資金循環統計は、金融全体を包括的にカバーする加工統計であることから、その作成や見直し作業の副次的効果として、公共財とも言うべき個々の金融統計データの整備の方向性といった点も明らかになると思われる。そうした作業により、金融の全体像について信頼できる統計が整備されることは、今後の制度を考えたり、経済・金融動向の分析の質を高めるための一つの前提条件であると言えよう。

## (2) 現行統計の問題点

現行資金循環統計は、1958年に作成を開始した後、1978年に68SNAを反映させる形で見直しが行われた（注3）が、その後は部門分類、取引項目の拡充・組み替えがほとんど行われず（注4）、統計の作成・公表方法についても、これまで改善の努力は払われてはきたものの、統計の枠組み、作成・公表方法各々について、以下のような問題が生じている。なお、統計の枠組みに関する問題点については、程度の差こそあれ各国に共通するものである。各国が、そうした問題点を解消し、国際比較可能性を向上さ

せるという課題に直面していることが、IMFマニュアル作成の一つの背景となっている。

### (統計の枠組み)

- ①近年の金融制度、金融構造の変化が十分に織り込まれていない。特に、最近注目を集めている年金基金、ノンバンクといった預金を取り扱わない金融機関の動向や、金融派生商品取引、債権流動化といった新たな金融取引の捕捉が不十分である。
- ②基礎データの制約から、非金融部門の分類が国民経済計算（非金融法人、一般政府、家計、海外および対家計民間非営利団体）と異なっている。このため、実体経済活動と金融面の動きを相互連関を踏まえて観察するという、資金循環統計本来の用途に必ずしもそぐわない。
- ③わが国独特の金融制度（公的・民間金融機関の分類等）を前提とした部門分類を行っており、他国の資金循環統計と容易に比較できる形になっていない。
- ④部門・取引項目の細分化が十分でないため、

---

（注3）1978年の見直しでは以下の点が変更された。

（部門分類）

- ・資金運用部、共済連、証券会社、住宅金融専門会社、預金保険機構の金融部門への組み入れ（資金運用部は政府部門から、その他は法人企業部門から）
- ・郵便貯金・保険を金融部門の内訳部門として創設
- ・外国為替資金特別会計を政府部門に組み入れ

（取引項目）

- ・日本銀行預金、資金運用部預託金の取引項目を創設
- ・補助貨幣を政府部門の負債ではなく日本銀行部門の負債に計上
- ・要求払預金の範囲を納税準備預金にまで広範化

（作成方法）

- ・金融部門の資金過不足を計上（従来は法人部門の資金過不足と合算）

（注4）1978年以降は、以下の点が変更された。

- ・CDの取引項目創設（1979年）
- ・個人・法人企業部門保有の株式を時価評価（1986年）
- ・ストック表の中に海外部門を設定（1986年）

分析目的・用途に応じた組み替えが困難である。

組みを改訂することが適當と考えられる。

#### (統計の作成・公表方法)

- ⑤基礎データの集計・加工過程で、大胆な推計に依存せざるを得ない部分が多く、また資産の評価方法の相違等から、勘定全体として資産と負債が不一致であったり、フロー計数とストック計数の不整合の発生する部分がある。
- ⑥統計公表までのタイムラグが、対象期末から5～6ヶ月後と極めて長い。なお、作成と公表の早期化は、統計全般について要請されているものもある（1995年3月に公表された統計審議会答申「統計行政の新中長期構想」）。

#### (3) 基礎データの制約

上に挙げた問題点の多くは、基礎データ面での制約に起因している。すなわち、基礎統計となる金融統計の中には、①公表までのラグが長い、②四半期データが存在しない、③情報内容が不十分である、といった制約から、基礎データとして十分利用できないものが少なくない。また、④統計自体が未整備であったり、徴求後の集計データが非公表扱いとされているため、基礎データとして利用できないケースもあり、部門・取引項目の拡充や公表の早期化を図るまでの制約となっている。

①部門分類については、現時点でのわが国固有の制度や枠組みではなく、各主体の経済機能や、その提供・利用する金融商品の経済的な意味、取引実態に着目して行い、かつ、統計ユーザーのニーズに応じた組み替えを可能とするよう、細分化して表示する（＝ビルディングブロックの提供）。具体的には、イ）金融仲介サービスや、これに密接に関連した非仲介型の金融サービスを提供している主体を詳細に特定し、それらを全て金融部門に取り入れる、ロ）各金融機関の金融仲介機能の形態・性格に基づき、IMFマニュアルに提示された内訳（中央銀行、預金取扱機関、保険・年金基金、その他金融仲介機関、非仲介型金融機関）に振り分ける、ハ）非金融部門についても、わが国の国民経済計算とできる限り整合的な分類とする（一般政府の創設等）といった変更を行う。

②金融取引分類についても、部門分類同様、経済的実態に基づいた分類を行う。具体的な変更点としては、イ）新金融商品や新設した部門に特有の金融商品について、取引項目を新設する（金融派生商品、債権流動化関連商品、抵当証券）、ロ）特に実体経済の動向と関連性の強い貸出等の金融取引項目について、その拡充や細分化を行う（消費者信用、住宅貸付、その他貸出＜主に事業者向け貸出＞、現先・債券貸借取引、ファイナンシャルリース）。

③統計作成のための会計基準としては、基礎データの入手可能性にも依存するが、時価評価を極力取り入れ、その前提として発生

## 2. 見直しの具体的内容

基礎データ面の問題（この点については下記4. 参照）を別として、現行資金循環統計における上記1. (2) のような問題を解決していくためには、以下のような考え方に基づいて、枠

主義で金融取引を記録する。なお、時価評価を行うことにより、ストック計数には価格変化分が含まれることとなるため、金融取引により生じたフロー計数を表すためには、価格変化のみを抽出した調整勘定を設けることが必要となる。

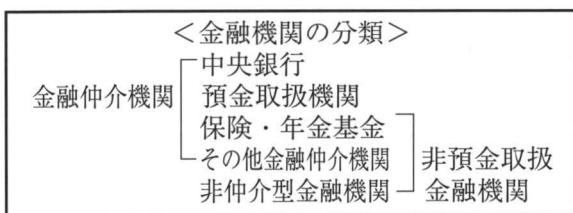
こうした考え方に基づき、経済部門および取引項目について具体的に整理した見直し案が後掲別表1＜部門＞および別表2＜取引項目＞であり、その背景となる考え方について、以下に説明する（詳細は付論）。

なお、統計公表までのタイムラグについては、基礎データの入手時期にも依存するが、可能な限り公表の早期化を図ることとしたい。

#### （1）部門分類の変更

##### イ. 経済機能に基づいた分類方法

IMFマニュアルでは、金融部門を金融仲介機関（Financial intermediaries）と非仲介型金融機関（Financial auxiliaries）に分けた上で、金融仲介機関の内訳として、「中央銀行」、「預金取扱機関」、「保険・年金基金」、「その他金融仲介機関」を示している（下図参照）。



金融仲介機能は、資金供給主体から資金需要主体に資金を仲介し、①その際仲介者が金融資産・負債を保有することで、様々なリスクを負担するとともに、②貸借に係る金融フローの性格を変換するといった金融サービスを意味する。金融仲介機関とは、こうした機能を主要活動として営んでいる金融機関を指すが、わが国でも、資金の流れや債権債務関係が複雑化する中で、金融仲介機能を担う金融機関を実態に則して分類する必要があろう。特に、「保険・年金基金」、「その他金融仲介機関」という分類項目を設ければ、預金の吸收・貸出の実行という預金取扱機関による伝統的な金融仲介活動のみならず、非預金取扱金融機関による金融仲介活動にも焦点を当てることが可能となる。また、金融仲介機能を持たないが、金融仲介業務に密接に絡んだ金融業務（例えばブローカー業務）を行う非仲介型金融機関をも金融部門に含めれば、こうした業務に付随する資金の流れや、債権債務関係も明示されることとなる。

こうした点に鑑みると、IMFマニュアルが示している内訳分類を、わが国の資金循環統計の枠組みとして採用するのが適当と考えられる（注5）が、その際には、次の点を勘案する必要があろう。

##### （非金融部門から金融部門への組み入れ）

貸金業者等のいわゆるノンバンクは、現行統計ではその大部分が非金融部門に分類されてい

（注5）資金循環統計の部門分類（特に金融部門の内訳・細分類）を見直すに当たっては、1993年に改訂された日本標準産業分類第10版（以下JSIC10）との整合性をどのように図るかが問題となる。この点、JSIC10における金融機関分類は、わが国固有の金融制度を重視する形で策定され（例えば、公的・民間の区別に基づく「政府関係金融機関」が金融・保険業＜大分類＞における中分類となっている）、また、近年の金融革新の影響も織り込まれていない。このため、改訂資金循環統計の枠組みとしては、JSIC10を参考にしつつも、IMFマニュアルの考え方を優先することが適当と考えられる。

る。しかしながら、当機関は、預金・預金類似商品以外の手段で資金を調達し、貸出等の資金運用を行う機関であり、その機能からして金融部門に組み入れることが適当であろう。また、年金福祉事業団、簡易保険福祉事業団は、財政投融資資金の運用を行っているが、近年、投資主体としての重要性が増していることから、財政投融資資金を原資として金融仲介活動を行う政府金融機関と同様、金融機関のいずれかの区分に分類していくことが考えられる。さらに、非仲介型金融機関として、金融仲介に密接に絡んだサービスを提供している証券取引所等の取引所、預貸金保証機関、証券投資顧問会社といった機関も金融部門に組み入れることが考えられる（注6）。

#### （公的・民間の区別について）

IMFマニュアルの内訳分類は、各金融機関の経済機能に着目したものであるが、同時に、わが国の金融制度に則して金融構造等を分析しようとする場合、公的・民間というような制度分類も重要である。すなわち、現行統計の「公的金融機関」は、新たに、「預金取扱機関」、「保険・年金基金」、「その他金融仲介機関」に再編成されるが、各内訳分類の中で公的機関を細分類項目としておけば、ビルディングブロックとしての細分類項目の再構成により、公的・民間を区別すべき分析ニーズにも応えることができる。

#### （分類の基本単位について）

国民経済計算体系を貫く分類の基本単位は「制度単位」（Institutional unit）であり、本見直しにあたっても、その考え方を基盤としている。もっとも、単一の制度単位としての金融機関の中で、異なる経済機能を営む勘定が併存している場合には、上記の内訳分類を行うにあたって、経済機能の観点から細分割を行うことが適当である。こうした取り扱いを金融部門内の分類に適用することは、IMFマニュアルも奨めるところであるが、それが必要なものとして、例えば国内銀行の信託勘定が挙げられる。見直し案の詳細は付論に示してあるが、基本的には、金銭信託等、信託勘定を持つ銀行自身が運用主体となっている信託勘定は、「預金類似信託」として「預金取扱機関」の中に含める一方、銀行自体が運用主体ではない信託勘定（年金信託や証券投資信託）は、原則として本来の運用主体（年金基金、証券投資信託委託会社）と統合することが適当との考えに立っている。また、こうした考え方を信託勘定以外の分野に適用すれば、例えば、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金特別勘定を郵便貯金から分離（資金運用のみに特化する同勘定をその他金融仲介機関に分類）し、政府関係金融機関の細分類項目である「資金運用事業主体」に含めるといった取り扱いも考えられる。

#### □. 金融仲介機関の内訳

上記のような経済機能分類に則してみると、金融仲介機関の内訳分類である「預金取扱機関」

（注6）預貸金保証機関としては、預・貯金保険機構、信用保証協会等が挙げられるが、このうち、預・貯金保険機構は、現行統計でも金融部門に分類されている。

(広義の通貨集計量に含まれる預金を負債として持つ金融機関(注7))、「保険・年金基金」、「その他金融仲介機関」(種々の方法で資金調達を行い貸出等を実行する金融機関)は、各々以下のように特定されることとなろう。

#### (預金取扱機関)

現行統計で「銀行等」部門に分類される国内銀行(銀行勘定)、中小企業金融機関、農林水産金融機関、在日外銀に加え、現行統計では公的金融機関の「郵便貯金・簡保」、「信託勘定」として分類されている郵便貯金および金銭信託を合算して、「預金取扱機関(預・貯金取扱機関)」とする方法が考えられる。

#### (保険・年金基金部門)

現行統計には、年金基金部門が設けられていないが、信託勘定の統合等により、厚生年金基金、適格退職年金といった企業年金や、国民年金基金等の年金基金をカバーする年金基金部門を創設することが可能となる。また、保険部門には、民間保険会社に加え、公的保険も含める方法が考えられる。

#### (その他金融仲介機関の特定)

今回の見直しでは、「その他金融仲介機関」という分類概念が新たに導入される。これは、上記の保険・年金基金部門と共に、「非預金取扱金融機関」の重要な構成要素となる。その他金融仲介機関としては、まず、①ノンバンク(今回

金融部門に組み入れられる貸金業者等)、②信託勘定を統合する証券投資信託委託会社のほか、③資金供給を行う公的金融機関(政府関係金融機関と呼称)も、その他金融仲介機関に該当する。なお、政府関係金融機関には、現行既にカバーされている資金運用部、政府金融機関(日本開発銀行、日本輸出入銀行等)に新たに資金運用部以外の融資特別会計を加え、さらに今回設けられる「資金運用事業主体」(年金福祉事業団、郵便貯金特別会計・金融自由化対策資金特別勘定等)を含めることが適當であろう(ただし、こうした資金については、各々の機関・勘定の運用原資の性格によっては、預金取扱機関や保険・年金基金に分類する方法<統合表示等>も考えられる)。さらに、④証券会社については、株式・債券の取り次ぎ業務を重視すれば、ブローカーと同様の非仲介型金融機関と見做し得るが、このところ、ディーリング、アンダーライティング業務のウェイトが増大しつつある点に鑑み、金融仲介活動を行うその他金融仲介機関として分類することが妥当であろう。

### ハ. 非金融部門の分類

現行統計では、中央政府部門と公団・地方公共団体部門を合わせて「公共部門」と称しているが、国民経済計算と接合するためには、①中央政府、地方公共団体(現行統計では地方公共団体は公団と同一部門)、社会保障基金(現行統計では資金運用部預託金のみを計上、共済年金等は個人部門に含まれる)を内訳部門とする一

(注7) IMFマニュアルでは、中央銀行も預金取扱機関(Depository corporations)と見做されており、中央銀行を除く預金取扱機関をその他預金取扱機関(Other depository corporations)として分類している。もっとも、中央銀行を含む「預金取扱機関」という分類は概念上のものであり、資金循環マトリックス上に実際に表される分類項目ではないため、今回の資金循環統計の見直し案では、「預金取扱機関」を中央銀行を除くベースで用いている。なお、わが国の制度に鑑みると、「預・貯金取扱機関」との呼称も考えられる。

般政府部门を創設する一方、②政府に属さない事業団等（現行統計では法人企業部門に含まれる）を公団と合わせ、「公的非金融法人」という非金融法人企業の内訳部門を設けることが必要となる。また、対家計民間非営利団体に関する基礎データが整備されれば、現行の個人部門を93SNAと整合性をとる形で、家計と対家計民間非営利団体とに分類することも考えられる。

## （2）新金融商品の取り込み

以下では、新金融商品の中でも最近特に急成長している金融派生商品および債権流動化関連商品についての基本的な考え方を説明する。

### （金融派生商品）

金融派生商品は、近年取引が活発化している金融商品であるが、同商品の取引では、契約以降の価格変動に伴う含み損益（時価評価ベースの会計方法により捕捉される市場価値<sup>(注8)</sup>であり、想定元本ではない）が取引主体間で発生し、当該債権・債務が各経済セクターの資産・負債価値に少なからず影響を与えていた。包括統計である資金循環統計においても、こうした影響を反映させること<sup>(注9)</sup>が重要であろう。具体的には、金融派生商品をフォワード系（スワップ、FRA等）、オプション系の商品別に区

分した上で、フォワード系商品は含み損益を、オプション系商品についてはオプションプレミアムの時価を、金融ストックとして計上する方法が考えられる。

### （債権流動化関連商品）

銀行やリース・クレジット会社等の金融機関は、保有資産の圧縮や資金調達を企図して、貸出債権の流動化を活発化させつつあるが、資金循環統計においても、こうした取引を捕捉し、計上することが重要な課題となっている。資金循環統計上で、仮に、流動化によりプールされた資産やそれに対応して発行される証券をカバーしないとすると、債権流動化が進捗するにつれ金融部門の資産・負債が——借り手である非金融部門の資産・負債には何ら影響がない中で——縮小し、一見金融仲介機能が低下しているかのような事態が発生する。また、経済全体の資産・負債もアンバランスとなる。このため、資産をプールする「債権流動化に係る特別目的会社・信託」をノンバンクの一種として金融部門に組み入れ、資産にはオリジネーターにより譲渡された貸出債権を、負債には債権に対応した資金調達手段を計上することが必要となる<sup>(注10)</sup>。この際、取引項目では、このようなプールされた債権の価値を裏付けとした証券の発行を、事

（注8）取得原価主義の会計方法を探り、損益を実現時点で認識する場合には市場価値は把握されない。例えば、金利スワップの場合、スワップ契約が締結された時点では市場価値はゼロであり、その後の市場金利の変動に伴い一定の市場価値（再構築価格）を有することとなるが、こうした市場価値は、後述するように、時価変動に伴う損益を発生時点で認識することによって把握されるものである（なお、資金の移動のみに着目すると利子のネット受払戻しか捕捉されない）。

（注9）オプション取引では、契約時に、プレミアムの受払という実際の資金の移動が行われるが、こうした資金移動は、もちろん資金循環統計の計上対象となる。

（注10）わが国で活発化しつつあるローンパーティシペーションのように、譲渡金融機関の貸出債権が特別目的会社・信託にプールされず、譲受金融機関に移される場合には、本取り扱いを適用する必要はない。

業債等企業価値全体を基にした証券と区別して表すために、「債権流動化関連商品」という項目を設けることが適当と考えられる。

### (3) 時価評価への対応

金融商品の時価評価との関連では、資金循環統計作成上、①取引フロー計数からの価格変化分の除去、②ストック計数の時価ベースでの計上、③価格変化分の調整勘定への計上、という3つの課題がある。このうち、①の課題については、先般の国債・株式の評価方法の変更(1996年12月公表の同年4~6月のデータから適用、以下、短期見直しと呼称)により一歩前進した形となった。すなわち、短期見直しでは、国債は、額面計上に統一(従来は金融部門の資産サイドのみ簿価、その他は額面で計上)し、また株式については、全て時価に統一(従来は、金融部門では資産サイドが簿価、負債サイドが払込資本、他部門は資産サイドが時価、負債サイドが払込資本)した。これにより、国債、株式の評価方法は、資産・負債サイドで統一された形となり、また、価格変化分を除いた正確な取引フローを計上できることになった。従って、今後は、②および③の課題に取り組む必要がある(注11)。

#### (時価評価による価格変化分の特定)

上記の見直しにより、株式については、ストック全体が時価評価されることとなったため、当期中のフローと当期ストックの対前期差との間に生じる差額が価格変化分として把握される。一方、国債等債券については、前述のようにストック全体を額面で捉えることにより、価格変化分を除いた正確な取引フローを計上できるが、価格変化分を把握することができない。従って、残された課題は、債券の時価ストックを推計(注12)することにより、価格変化分を特定し、株式の価格変化分や前述した金融派生商品に係る含み損益の変化分等とともに、「フローとストックの調整勘定」に計上することである。

#### (発生主義ベースへの転換)

現行の資金循環統計は、実際の資金移動が行われる金融取引をカバーしており、この意味で「現金主義ベース」で作成されている(例外は企業間信用等)。しかしながら、フォワード系金融派生商品取引等においては、含み損益という経済価値が生じているので、それを把握する必要がある。また、国民経済計算との整合性という観点からも、未収・未払金といった、資金移動の伴わない債権債務を極力カバーする必要があるため、「発生主義」に転換することが適当と考えられる。

(注11) 有価証券に係るフロー計数を作成するに当たっては、株式については、取引フローの部門別データが存在することから、当期中のフローを直接集計する一方、債券については、フローの基礎データが存在しないことから、ストックの対前期差を取引フローとして計上している。この際、資金循環統計作成上の金融商品の評価方法といった場合、前者ではフローの基礎データの評価方法、後者ではフローを作成するためのストックの基礎データの評価方法を意味する。

(注12) IMFマニュアルでは、金融統計を作成する際には、金融取引の目的如何にかかわらず、全ての金融商品を時価評価するよう提言している(全面時価主義)。わが国の企業・政府会計における金融商品の評価方法は、現状では全面時価主義に対応できるものではないため、資金循環統計作成に当たっては、計数の時価ベースへの転換方法についても検討していく方針である。

### 3. 新ベース統計作成により明らかになる点

以上のような見直し作業の結果、新ベースの資金循環統計は、現行の統計に比し利便性が大きく高まるものと思われる。言うまでもなく、そのメリットの一つは、国民経済計算の枠組みと合致し、実体経済面との整合性が向上することであるが、純粹に金融面での統計として考えた場合にも、①既存の個別統計では必ずしも浮き彫りとならない金融事象で、資金循環統計のみで捉えることが可能となるものが多い。さらに、②現状では利用できない金融一次データが入手可能となった場合には、従来実態を明らかとする手がかりのなかった金融事象の定量化が可能となることのメリットも大きい。ただし、②については、社会的コスト、すなわち、報告者負担の増加ができる限り小さくなるよう配意することも重要である。

こうしたメリットの具体的な事例は、ユーザー各自のニーズにより、種々考えられるが、以下ではそのいくつかを例示する。

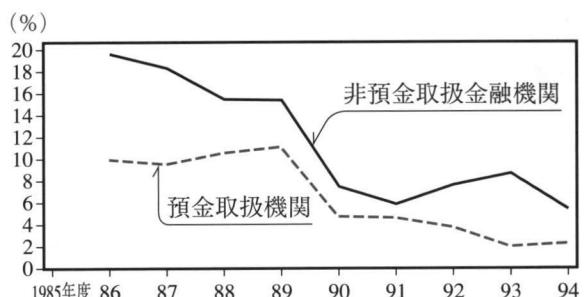
#### (1) 既存統計の利用範囲拡大、組み替え等による新たな切り口の提示

##### (非預金取扱金融機関の資産増加一日米比較)

新ベース統計の特徴の一つは、既に述べたように、非預金取扱金融機関（保険・年金基金、その他金融仲介機関）を新たに部門として明示する点である。すなわち、資金循環統計で示されるデータは、各種の統計を利用してある程度は作成可能であるが、新ベース統計では、一覧して捉えることができるようになる（以下の諸

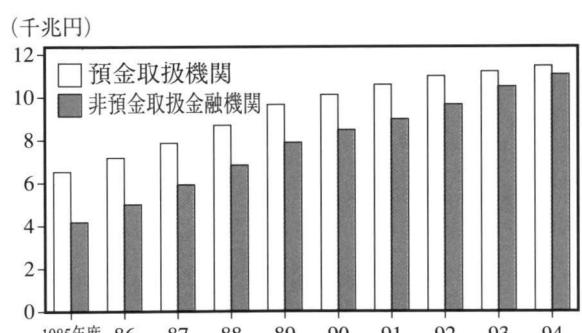
項目に共通）。そこで、新ベース統計の分類に沿う形で、預金取扱機関と非預金取扱金融機関の総資産の伸びを比較してみると（注13）、1986年度以降、非預金取扱金融機関の伸びが相対的に高く、両者の間で資産拡大のスピードに顕著な差が生じている姿がみてとれる（図表1）。また、残高ベースでみると、非預金取扱金融機関の総資産残高が1,100兆円程度と、預金取扱機関と拮抗する規模になっている点が注目される（図表2）。ちなみに、米国では、非預金取扱金融機関（保険・年金、ファイナンス会社等民間非預金取扱金融機関および政府援助信用機関）の総

（図表1）金融仲介機関の総資産の伸び率



（注）新ベース統計試算計数より算出。

（図表2）金融仲介機関の総資産残高



（注）新ベース統計試算計数より算出。

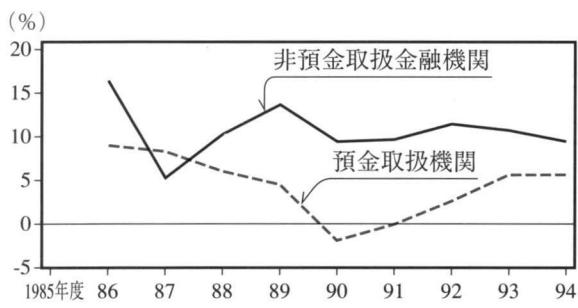
（注13）非預金取扱金融機関には非仲介型金融機関も含まれるが、ここでは、金融仲介機能に焦点を当てるため、非仲介型金融機関を非預金取扱金融機関に含めないベースで総資産を集計。

資産の伸びは、預金取扱機関（銀行および貯蓄金融機関）の伸びを大きく上回っており（図表3）、この結果、非預金取扱金融機関の総資産残高は、1985年度には約5兆ドルで、預金取扱機関との差は僅少であったものが、1994年度には13兆ドルを超え、預金取扱機関（約5.5兆ドル）の2倍以上の規模に達している（図表4）。

#### （家計の保険・年金資産）

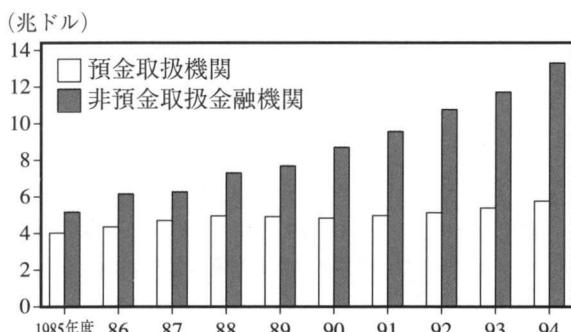
わが国の家計部門の金融資産としては、預金の比率が極めて高い（新ベース統計ではその比率を54%＜1994年度＞と直ちに計算できる）のが特徴であるが、今回の見直しで、家計の年金

（図表3）米国の金融仲介機関の総資産の伸び率



（注）第1四半期末値を年度末値として算出・表示。  
 （資料）Flow of Funds Accounts（米国連邦準備制度理事会）

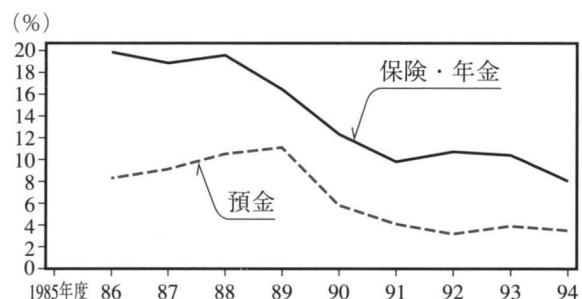
（図表4）米国の金融仲介機関の総資産残高



（注）第1四半期末値を年度末値として算出・表示。  
 （資料）Flow of Funds Accounts（米国連邦準備制度理事会）

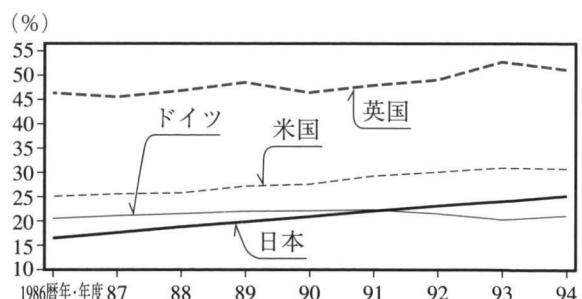
資産を含めた契約型貯蓄（取引項目における「保険・年金準備金」の創設）を明示することにより、家計の金融資産選好の変化をより明確に示すことが可能となる。すなわち、家計の保有する保険・年金資産は、預金を大きく上回る伸びを示しており（図表5）、家計が契約型貯蓄のウェイトを着実に高めている姿が窺える。家計の金融資産に占める保険・年金のウェイトを米国、英国、ドイツと比較してみると、わが国では同ウェイトは約2.5割（うち年金は0.5割）と、5割前後で推移する英国には及ばないものの、米国に徐々に近づいている（図表6）。保険・年金資産の保有比率は各国とも上昇傾向にあるが、

（図表5）預金および保険・年金の伸び率



（注）預金は預金取扱機関の負債サイドの預金、保険・年金は保険・年金基金部門の負債サイドの保険・年金準備金。  
 （資料）新ベース統計試算数。

（図表6）家計の金融資産に占める保険・年金の割合



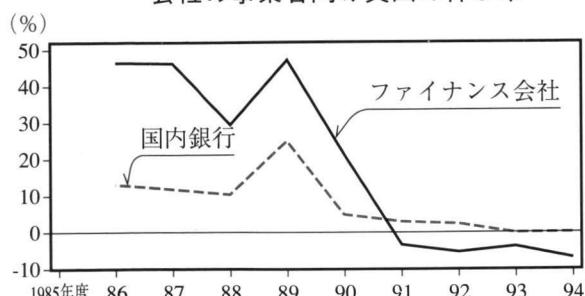
（注）日本は年度ベース、他国は暦年ベース。  
 （資料）新ベース統計試算数、現行資金循環統計、日本銀行「国際比較統計」。

1986年～1994年の同ウェイトの上昇幅についてみると、日本（8.3%ポイント＜年度末値＞）は、米国（5.7%ポイント）、英国（4.8%ポイント）、ドイツ（0.6%ポイント）を遥かにしのいでいる。

#### （ファイナンス会社の貸出動向）

ファイナンス会社は、新ベース統計においては、その他金融仲介機関として金融部門に組み入れられ、また、取引項目において、貸出が消費者信用、住宅貸付、その他（主に事業者向け貸出）に分離されるため、当機関の貸出動向を明示することが可能となる。新ベース統計の試算計数によりファイナンス会社の貸出動向をみると、事業者向け貸出残高は、1991年度以降国内銀行の伸びをさらに下回って低調に推移している（図表7）。一方、消費者信用面では、近年預金取扱機関を上回る伸びを示し、着実にシェアを増加させている（図表8）。これは、米国において、事業者向け貸出ではファイナンス会社が商業銀行を上回る伸びを示し、消費者信用の分野では逆のパターンである（図表9、10）のとは対照的な姿である。

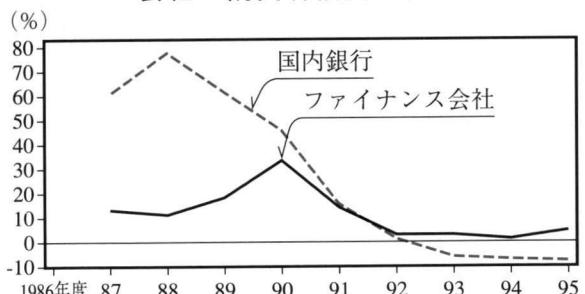
（図表7） 国内銀行およびファイナンス会社の事業者向け貸出の伸び率



- （注）1. 住宅貸付、消費者信用といった対家計貸出を除くベース。  
2. 国内銀行の1989年における高い伸びは、相互銀行の普通銀行転換による調査対象数の増加の影響を含む。

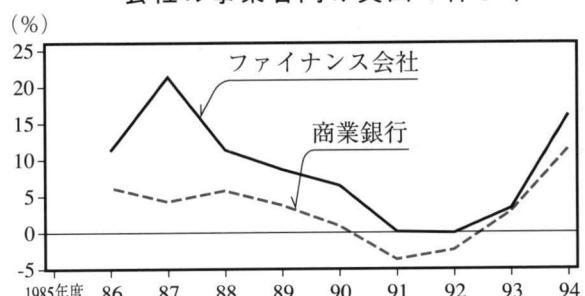
（資料）新ベース統計試算計数

（図表8） 国内銀行およびファイナンス会社の消費者信用の伸び率



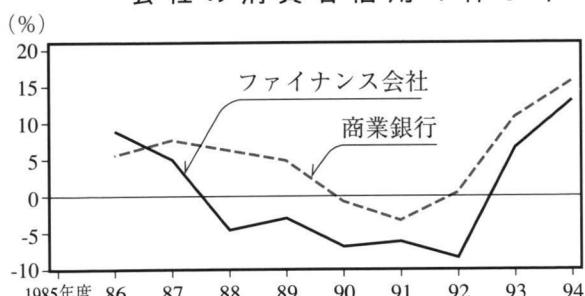
（資料）日本銀行「経済統計月報」、新ベース統計試算計数

（図表9） 米国の商業銀行およびファイナンス会社の事業者向け貸出の伸び率



- （注）1. 住宅貸付、消費者信用といった対家計貸出を除くベース。  
2. ファイナンス会社にはモーゲージ会社を含む。  
3. 第1四半期末値を年度末値として算出・表示。  
（資料）Flow of Funds Accounts（米国連邦準備制度理事会）

（図表10） 米国の商業銀行およびファイナンス会社の消費者信用の伸び率



- （注）第1四半期末値を年度末値として算出・表示。  
（資料）Flow of Funds Accounts（米国連邦準備制度理事会）

(財政投融資に関する資金の流れ)

財政投融資資金の流れ(図表11)を経済全体

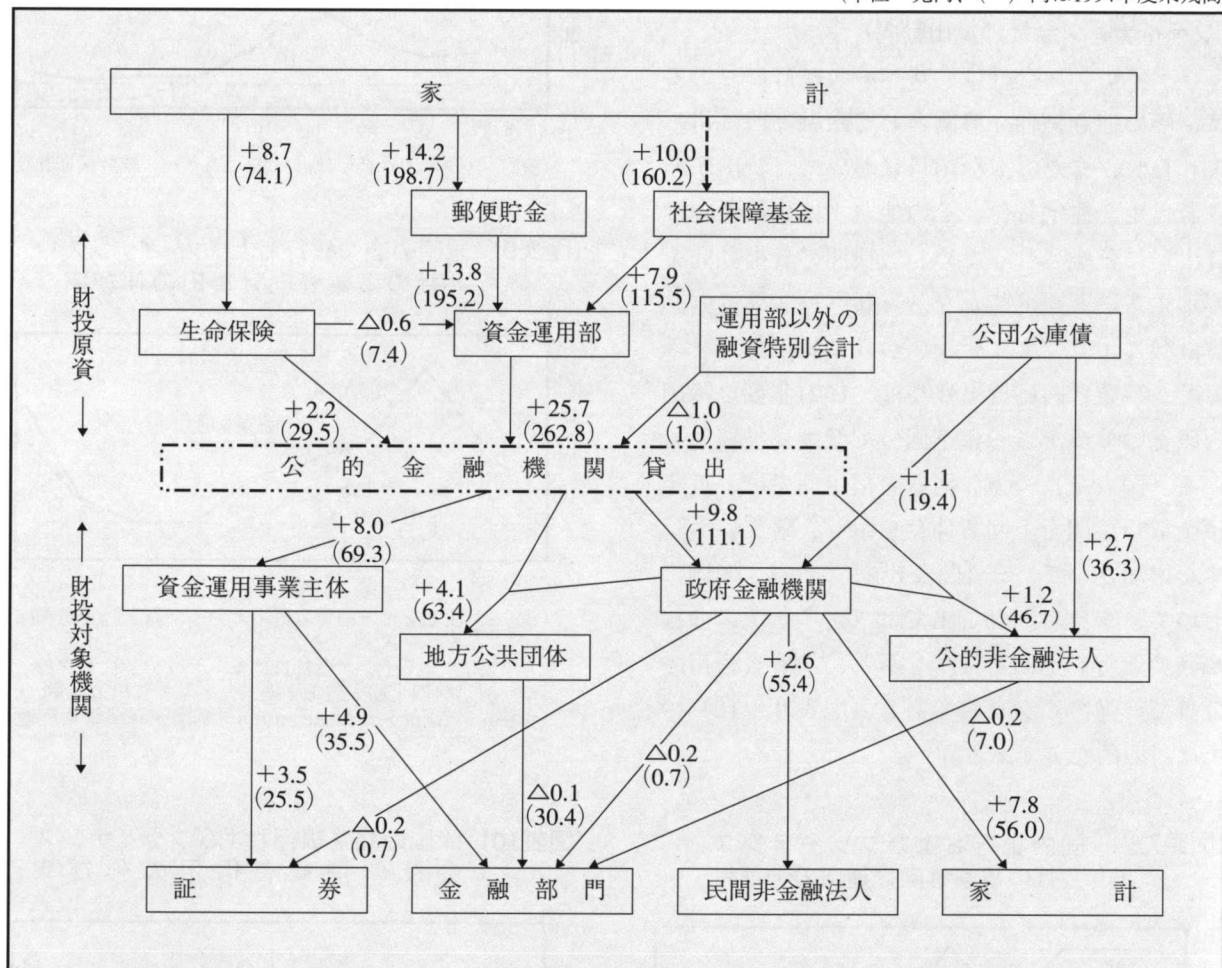
の資金循環の中で位置付けるためには、数多く

の一次統計を参考する必要がある(図表11の資

(図表11)

新ベース資金循環統計からみた財政投融資資金の流れ  
(1994年度中)

(単位兆円、( )内は1994年度末残高)



- (注) 1. 「社会保障基金」は国民年金特別会計、厚生保険特別会計、船員保険特別会計、労働保険特別会計、地方公務員共済組合、國家公務員等共済組合(含むJR・JT・NTT共済組合)、農林漁業団体職員共済組合、私立学校教職員共済組合。  
2. 点線は所得の再分配に伴う経常取引。  
3. 資金運用部の公的貸出(+25.7兆円)は中央政府部門向けを含むため、財投原資機関からの貸出合計と財投対象機関の借入合計は一致しない。  
4. 政府金融機関による貸出(公的金融機関貸出)については、住宅貸出を個人向けとし、残りを民間非金融法人向けとした。  
5. 金融部門への資金の流入は、預金、生保・信託への委託(ただし「資金運用事業主体」からの資金の流入<+4.9兆円>には現金も含まれている)。  
6. 財投対象機関の借入のうち「地方公共団体」(+4.1兆円)および「公的非金融法人企業」(+1.2兆円)については、財投原資機関からの借入に加え「政府金融機関」からの借入も反映されている。また「政府金融機関」から「民間非金融法人」への貸出(+2.6兆円)には一部「公的非金融法人」向けも含まれている。  
7. 生命保険は民間生命保険会社を除くベース。

(資料) 郵政省「郵政行政統計年報」、総理府「社会保障統計年報」、大蔵省「國家公務員等共済組合事業統計年報」、「特別会計決算参考書」、地方公務員共済組合協議会「地方公務員共済組合等事業年報」、農林漁業団体職員共済組合「事業年報」、年金福祉事業団「事業年報」、経済企画庁「国民経済計算年報」、日本銀行「経済統計月報」、官報。

料に列挙)が、今回の見直しで公的機関のカバレッジが拡大するとともに、公的金融に関する情報を整理することを通じ<sup>(注14)</sup>、この面での分析の利便性が向上する。今回の見直しの結果、資金循環統計上で明示することが可能となる資金の流れとしては、①「社会保障基金」→「資金運用部」(資金運用部預託金の預託機関の内訳)、②「資金運用部以外の融資特別会計」→資金運用事業主体以外の財投対象機関、③資金運用部、公団・公庫債等財投原資→「地方公共団体」、「公的非金融法人企業」、④「資金運用事業主体」の資金調達・運用、が挙げられる。

また、財政投融資を巡る資金の流れを家計貯蓄に遡って考えると、その連鎖の最も長い場合で、「郵便貯金」→「資金運用部」→「資金運用事業主体」→「預金取扱機関」、「その他金融仲介機関」、「保険」という4つの部門(金融部門内の部門項目)を経て、資金需要主体に仲介されることが分かる。このように、財政投融資という広範囲に渡る資金の流れをみる際に、ユーザーは、資金循環統計を利用することにより、一次統計を自ら集計・加工するコストを大きく削減することができる。

### (金融派生商品)

金融派生商品の統計的把握の試みは、最近ようやく始められたばかりであるが、そのうちで最も包括的な統計としては、1995年に実施された金融派生商品サーベイ(BISサーベイ)がある。BISサーベイの結果をみると、日本市場における金融派生商品の市場価値ベースの資産残高は55兆円であり、うちフォワード系が54兆円、オプション系が1兆円となっている。同サーベイにおける取引主体分類を組み替え、資金循環統計の部門別の保有残高をみると(後掲図表12)と、預金取扱機関の金融派生商品の資産残高はグロスで約32兆円と全部門中最大であり、総資産に占めるウェイトも2.5%と、保険・年金基金(0.3%)を遥かにしのいでいる<sup>(注15)</sup>。

### (2) 新たな金融データの入手によって明らかになる点

#### (家計の年金資産および年金基金のポートフォリオ)

上記(1)でみたように、今回の見直しにより家計の保険・年金資産の総額を把握することができるが、基礎データの一層の充実化により、新しい資金循環表マトリックスの各セルを埋めることができれば、年金基金部門と保険部門の

(注14) 例えば、後掲別表1・2に示した項目を組み替えることにより、財政投融資に関する資金循環統計・付表を作成・公表する方法も考えられる。

(注15) BISサーベイでは、預金取扱機関のほか証券会社も報告対象機関となっているため、預金取扱機関の金融派生商品の資産残高には、証券会社分も含まれる。総資産に占めるウェイトを算出する際の分母には、預金取扱機関のみの総資産を用いている(証券会社の総資産を含めない)ため、分母・分子のカバレッジが若干異なっているが、実際には、証券会社の金融派生商品の資産残高は僅少であり、分子から証券会社分を除いたとしても、同ウェイトに大きな違いはないと思われる。BISサーベイの詳細については、「金融派生商品売買高等調査結果について」、『日本銀行月報』1996年3月号を参照。

(図表12) 金融派生商品の推計残高 (1995年3月末)

(単位 億円)

	金融部門				預金取扱機関等		保険・年金基金		非金融法人企業部門		海外部門	
	資産	負債	資産	負債	資産	負債	資産	負債	資産	負債	資産	負債
金融派生商品	332,086	369,557	315,106	353,485	9,782	9,259	33,021	71,465	187,428	111,513		
フォワード系	323,911	362,823	307,253	347,046	9,596	9,089	31,456	69,247	184,140	107,437		
オプション系	7,003	6,133	6,723	5,896	161	137	1,360	1,435	3,224	4,019		

(注) BIS金融派生商品サーベイを利用して推計(推計方法は以下のとおり)。

- ・為替レート : 直物相場中心値期中平均レート(1995年3月)で換算。
- ・金融部門 : 「預金取扱機関等」、「保険・年金基金」、「年金信託を除く信託」の各部門の計数を合計。
- 預金取扱機関等 : 国内インターネット取引の“正の市場価値”と“負の市場価値”はBISサーベイでは異なっているが、本来一致すべきものであるため、“負の市場価値”的計数に揃える形で調整。
- 保険・年金基金 : 資産サイドについては、“インターネット取引” “報告対象外金融機関との取引” “顧客との取引”的“正の市場価値”を合計して計上。負債サイドも同様に計上。
- 年金信託以外の信託 : 「保険」分と「年金信託」分の計数を合計して計上。
- 年金信託以外の信託 : 「保険」の資産サイドは“負の市場価値”の中の“報告対象外金融機関との取引”的計数を計上。
- 年金信託以外の信託 : 負債サイドも同様に計上。
- 年金信託 : 「年金信託」の資産サイドは“負の市場価値”の中の“顧客との取引”的一部を計上。具体的には、上で算出した「保険」の資産サイドの計数に「保険」と「年金信託」の総資産の比率(1:0.14)を乗じて計上。負債サイドも同様に計上。
- 年金信託以外の信託 : 「年金信託」の資産サイドは“負の市場価値”の中の“顧客との取引”的一部を計上。具体的には、「年金信託を含む信託」全体の資産から「年金信託」の資産を差し引いて計上するが、「年金信託を含む信託」の資産は上で算出した「保険」の資産サイドの計数に「保険」と「信託」の総資産の比率(1:0.98)を乗じて計上。負債サイドも同様に計上。
- 非金融法人企業部門 : 資産サイドは“負の市場価値”の中の“顧客との取引”から、上で算出した「年金信託」および「年金信託を除く信託」の資産を差し引いて計上。
- 海外部門 : 負債サイドも同様に計上。
- 海外部門 : 資産サイドは“負の市場価値”的海外向けの合計を計上。負債サイドも同様に計上。

個人年金等を併せて年金のみの総額を算出したり、年金基金部門単体のポートフォリオや、公的年金に係る資金の流れ(注16)(図表13)等を把握することができる(後掲ボックス2参照)。

#### (ファイナンス会社の資金調達)

ファイナンス会社については、上記(1)に

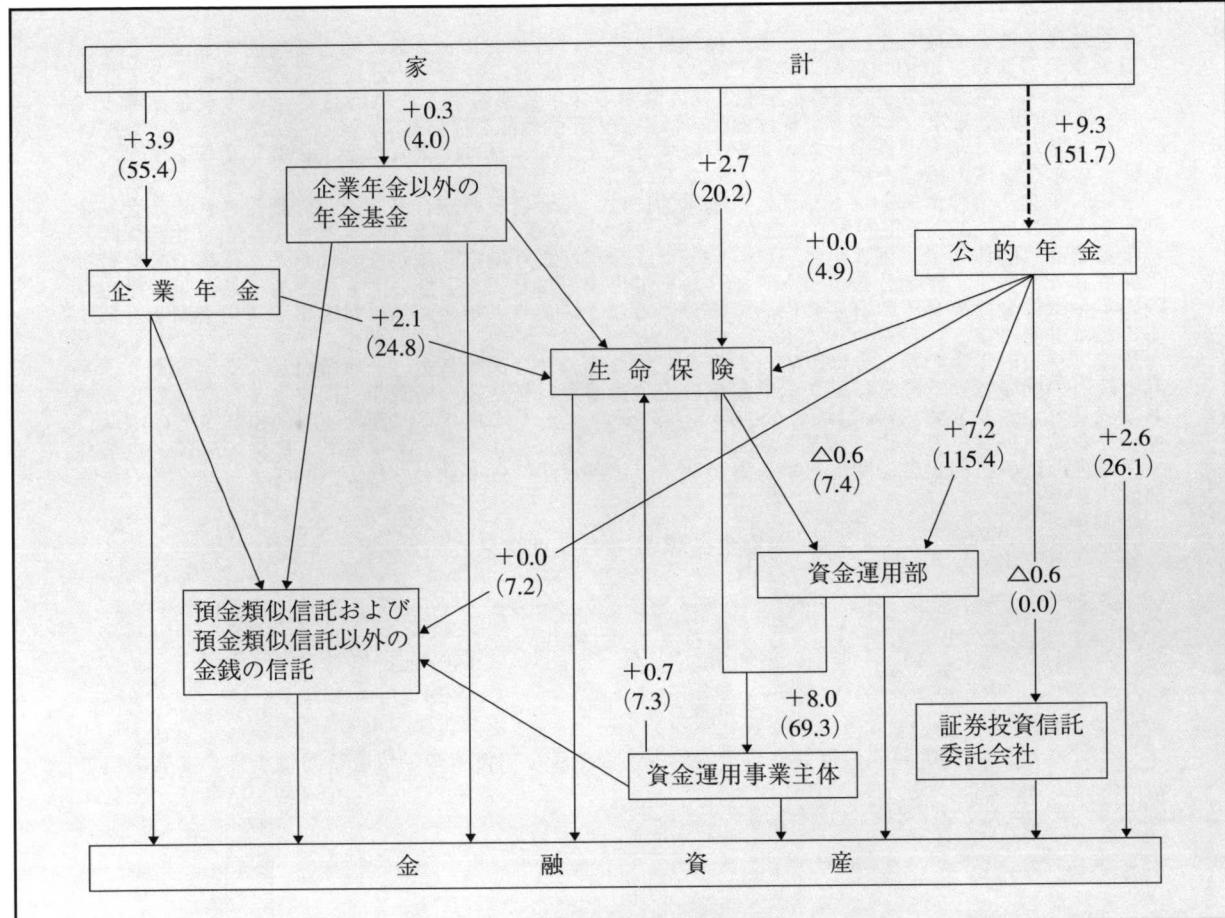
おいて、新ベース統計により、その貸出動向を把握できることを示したが、ファイナンス会社の資金調達等に関するデータが整備されれば、その金融仲介経路を資金循環統計において表わせるようになる。ちなみに、米国の資金循環統計をみると、ファイナンス会社を通じた金融仲介経路(例えば、家計の投信購入→投信による

(注16) わが国では、公的年金資金が、資金運用部を経由して、債券・株式等に運用されている。ちなみに、米国では、公的年金資金の運用対象は、非市場性の財務省証券に限られている。

(図表13)

年金に係る資金の流れ  
(1994年度中)

(単位 兆円、( )内は1994年度末残高)



(注) 1. 「公的年金」は国民年金特別会計、厚生保険特別会計、地方公務員共済組合、国家公務員等共済組合（含むJR・JT・NTT共済組合）、農林漁業団体職員共済組合、私立学校教職員共済組合。

2. 「企業年金」は厚生年金基金、適格退職年金。

3. 「企業年金以外の年金基金」は農業者年金基金、中小企業退職金共済事業団、特定業種退職金共済組合（国民年金基金および石炭鉱業年金基金は、基礎統計の制約から今回の推計ではカバーされていない）。

4. 本表およびボックス2における「生命保険」には、民間生命保険会社、公的生命保険に加え、共済連を含む。ただし、「家計」から「生命保険」への資金の流れについては、共済連の準備金が保険分と年金分とに分離されていないため、共済連分を含まないベースで表示している。

5. 個人から公的年金への流れ (+9.3兆円) は所得の再分配に伴う経常取引。また、公的年金の残高 (151.7兆円) は各特別会計の資金運用部預託金および各共済組合の長期給付積立金の合計（家計ではなく一般政府の金融資産）。

(資料) 大蔵省「特別会計決算参考書」、「国家公務員等共済組合事業統計年報」、生命保険文化センター「生命保険ファクトブック」、総務庁監修「特殊法人総覧」、地方公務員共済組合協議会「地方公務員共済組合等事業年報」、農林漁業団体職員共済組合「事業年報」、年金福祉事業団「事業年報」、生命保険協会「生命保険会社決算概況」、官報。

ファイナンス会社発行の社債・CP購入<後掲  
図表14参照>→ファイナンス会社の貸出という  
経路や、ファイナンス会社の債権流動化による

資金調達<後掲図表15参照>）の動向が明らか  
となっている。

## [ボックス2]

### 年金に係る資金の流れ

年金に係る資金の流れを、新しい資金循環統計におけるマトリックスに即して説明すれば、まず、家計の年金資産は、取引項目の「年金準備金」（年金準備金に対する持分）をみるとことによって把握でき、これに年金基金、生命保険各部門の負債中の「年金準備金」が対応している（資金循環表マトリックスの黒塗部分）。つまり、保険商品のほか個人年金商品を提供している「生命保険」について、新ベース統計で「年金準備金」の項目を分離することができれば、個人年金、企業年金等をすべて含む個人の年金資産の総額が示されることとなる。

次に、年金基金のポートフォリオは、基本的には、年金信託の統合等を通じて創設される年金基金部門をみるとことによって把握することができる（同マトリックスの斜線部分）。この場合、「生命保険」の年金商品（団体年金、個人年金）については、今年度より勘定分離がなされたが、依然その計数は公開されておらず、年金分のポートフォリオを抽出することはできない。もっとも、この点、生命保険の年金準備金残高をその資産の内訳で按分することにより、年金商品に対応する運用資産を近似することは可能となる。

最後に、公的年金の積立金は、家計の資産ではなく、社会保障基金（一般政府）の資産であり、家計と政府との間のネット経常移転が公的年金の資金過不足（積立金の増減額、同マトリックスのC）の形で表される。積立金の増減は、「公的年金」の資産サイドにおいて、資金運用部預託金等の増減に反映される（同マトリックスの横線部分）。このうち資金運用事業主体の運用分については、負債サイドは当部門の公的金融機関借入に、資産サイドは各資産に各々計上される（同マトリックスの縦線部分）。

資金循環表マトリックス

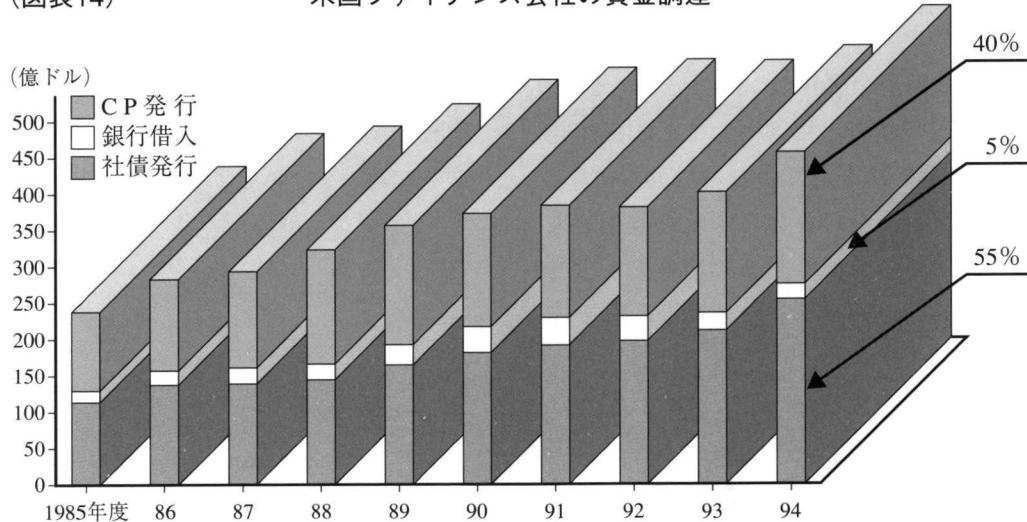
	金 融		保険・年金基金				その他金融仲介機関				(一般政府)				社会保険基金		家 計	
	資産	負債	資産	負債	資産	負債	資産	負債	資産	負債	資産	負債	資産	負債	資産	負債	資産	負債
															生命保険	年金基金	資金運用事業主体	公的年金
外 貨 準 備 高																		
現 金 ・ 預 金							■				■■■					■■■		
資 金 運 用 部 預 託 金																■■■		
貸 出							■				■■					■■■		
民間金融機関貸出							■											
公的金融機関貸出											■■■■	■■■■						
日銀貸出、コール等							■											
株 式 以 外 の 証 券							■■				■■■					■■■		
株式・その他の持分	A+B		A+B		A		■■	B			■■■					■■■		A+B
保 険 ・ 年 金 準 備 金																		
保 険 準 備 金																		
年 金 準 備 金																		
そ の 他 の 債 権 債 務							■				■■■					■■■		
資 金 過 不 足															C	■■■		

(注) 1. C（家計から社会保障基金へのネット経常移転）を家計資産の変化と擬制すれば、A+B+Cが家計の年金資産への資金配分額。

2. 「年金基金」及び「資金運用事業主体」の金融資産サイドのセルに計数が埋まることとなれば、図表13（年金に係る資金の流れ）においても、「企業年金」、「企業年金以外の年金基金」、「資金運用事業主体」から金融資産や他部門へ向かう資金の流れを表すことが可能となる。

(図表14)

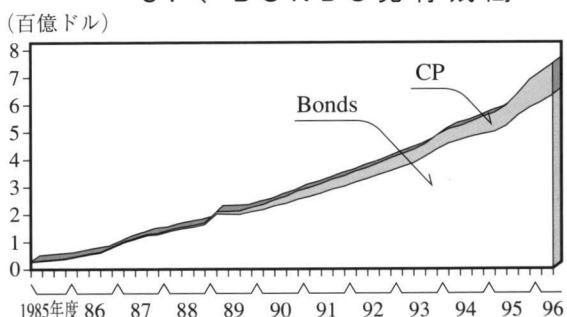
米国ファイナンス会社の資金調達



(注) 第1四半期末値を年度末値として算出・表示。

(資料) Flow of Funds Accounts (米国連邦準備制度理事会)

(図表15) 米国の資産担保証券発行会社のCP、BONDS発行残高



(注) 第1四半期末値を年度末値として算出・表示。

(資料) Flow of Funds Accounts (米国連邦準備制度理事会)

#### 4. 基礎データ入手に係る課題 (むすびに代えて)

金融統計は、複雑な金融事象につき、一定の切り口に沿った断面図を示すものであり、資金循環統計は、数多くの断面図を集大成するための「器」であると言える。資金循環統計が、どれだけ金融の全体像を明らかにするかは、①部

門分類、取引項目の的確な設定、統計の作成・公表方法の改善、および②基礎データの正確さや充実度に依存している。

本稿は、主として、①の点に重点を置いて述べてきたが、今回の見直しにより、資金循環統計を真に有意義な公共財とするためには、②の基礎データの充実化が避けて通れない問題である。この点に関し、資金循環統計の基礎統計を所管されている各種機関の方々のご協力を賜れば幸いである。なお、データ収集の問題に関しては、1995年3月に公表された統計審議会答申「統計行政の新中長期構想」の中にも示されているように、報告者負担の増大に繋がることのないよう配慮する必要がある。従って、本行としては、新しいベースでの資金循環統計の作成に当たっては、同時に既存の本行統計調査を可能な限り統合、整理することにより、報告者負担の軽減に向けた対応を図る方針である。もつとも、一部の新金融商品等については、統計の

充実のためには、報告者に追加的なご協力を仰ぐことも必要となろう。こうした点につき、多くの報告者のご理解を賜りたいと考えている。

なお、資金循環統計の用途として、①実体経済動向との連関を踏まえて金融の動向をみる、②金融構造のトレースのみならず政策波及効果を把握する、といった点も重要であることを勘案すると、引き続き四半期ベースで同統計を作成することが必要であろう。本稿では、新ベースの計数について、年度ベースで試算してみたが、四半期ベースでの新ベース統計の作成に当たっては、より大きな基礎統計の制約に直面するものと予想される。今後は、四半期統計と年度統計との関係についても、データの入手可能性という観点からさらに検討を重ねる予定であるが、こうした点も含め、関係各位からの積極的なコメントをお待ちする次第である。

#### (参考) 特定債権法に基く債権流動化実績

(単位 億円)

	合 計	一般投資者向け商品	特定投資者向け商品
1994年1Q	667	54	613
2Q	965	94	871
3Q	1,435	110	1,325
4Q	1,441	238	1,203
95年1Q	1,106	0	1,106
2Q	1,158	31	1,127
3Q	1,535	201	1,334
4Q	1,074	64	1,010
96年1Q	2,514	98	2,416
2Q	2,081	295	1,786

(注1) 計数は新規債権流動化額

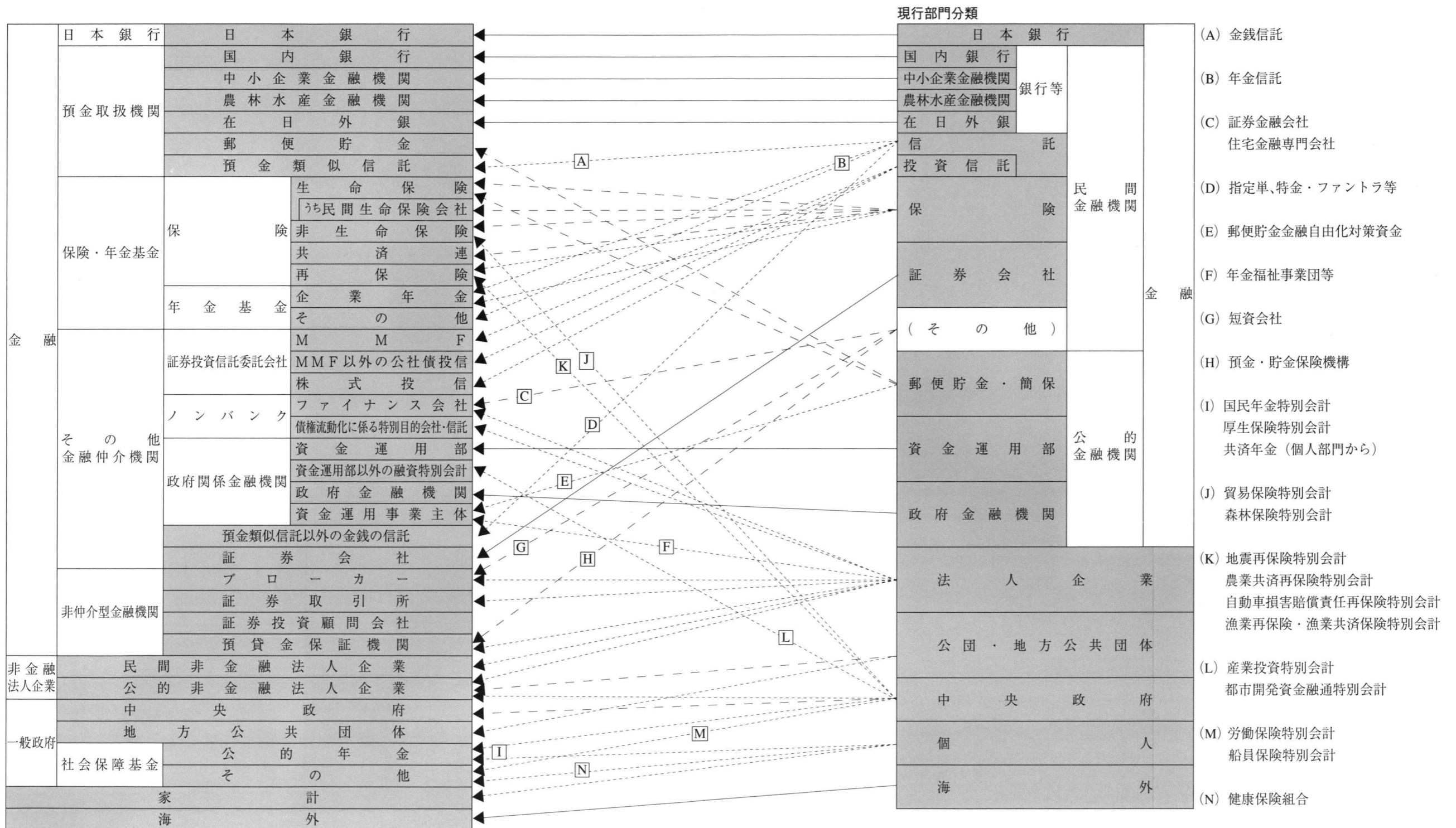
1995年3月末残高	4,741
96年3月末残高	6,379

(注2) 特定投資者：銀行、信託会社、証券会社、外国証券会社、保険会社、外国保険事業者、信用金庫および信用金庫連合会ならびに労働金庫および労働金庫連合会、農林中央金庫および商工組合中央金庫、信用協同組合および信用協同組合連合会ならびに業として預金または貯金の受入を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合および水産加工業協同組合連合会、業として預金もしくは貯金の受入または共済に関する施設の事業を行う農業協同組合および農業協同組合連合会。

一般投資者：上記以外の投資者。

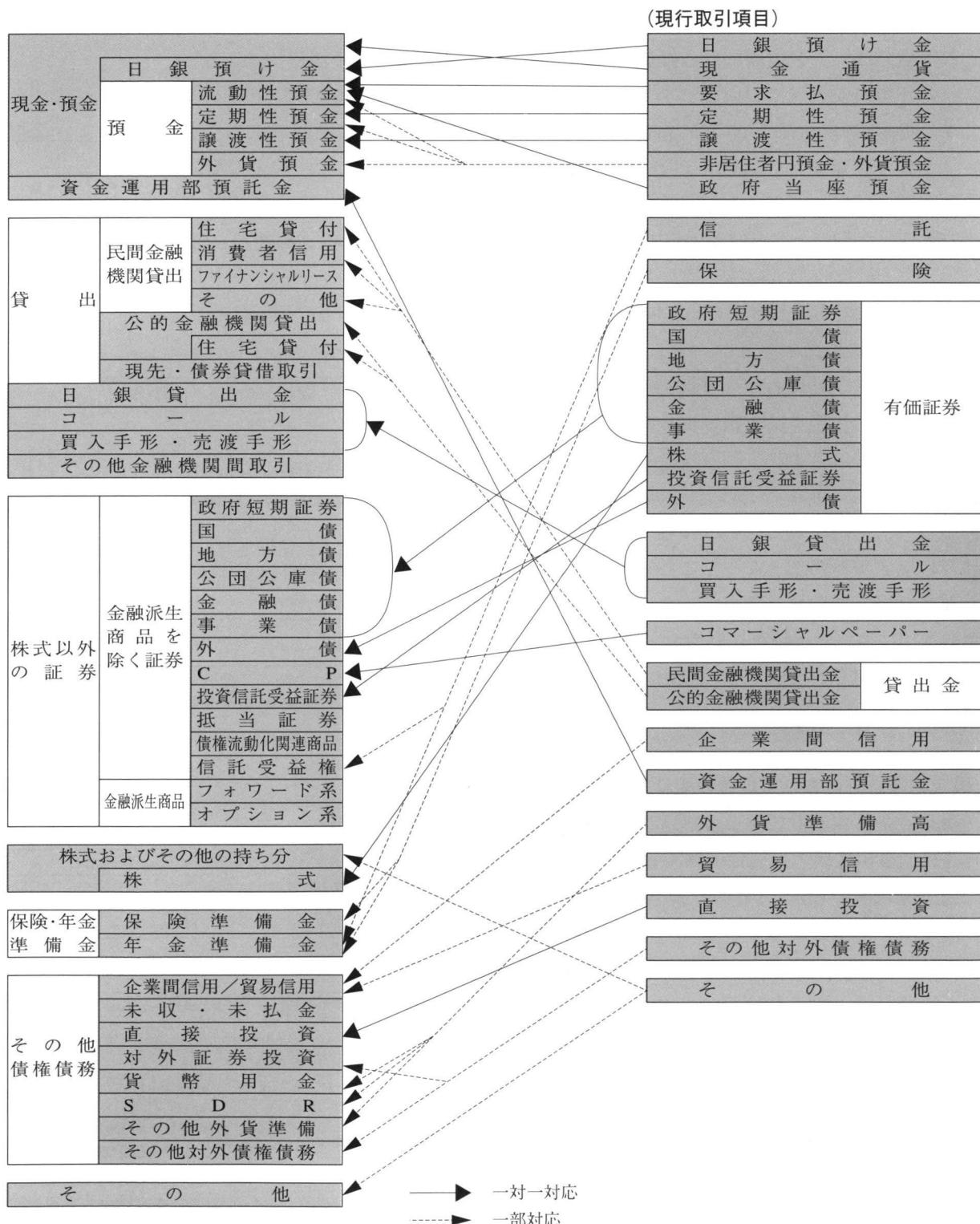
(資料) 日本資産流動化研究所「資産流動化による資金調達の実績」

(別表1) 部門分類の見直し案



→ 一対一対応    - - - → 一部対応    - - - - → 概念的には一部対応しているが基礎データの新規徴求・拡充を図る必要のあるもの

(別表2) 取引項目の見直し案



## (付論) 資金循環統計見直しに係る論点

本付論では、資金循環統計の経済部門・金融取引の分類の変更点について、①IMFマニュアルの提言<sup>(注1)</sup>ないし93SNAによる分類方法、②資金循環統計における現行の取り扱い、③資金循環統計の見直しに係る論点に分けて、その背景となる考え方を整理することとする。

### 1. 金融部門の内訳部門

#### (1) 預金取扱機関の特定

##### (IMFマニュアルにおける預金取扱機関の定義)

IMFマニュアルは、預金取扱機関を「広義の通貨集計量に含まれる預金ないし預金類似商品を負債として持つ金融機関」と定義している。すなわち、金融革新に伴い、預金と預金類似商品との境界が不明瞭となったことを背景に、この両者を用いて資金を調達し、金融仲介を行う金融機関について、銀行以外の金融機関も含め、預金取扱機関という広い分類概念を用いる旨提言されている。

##### (資金循環統計における現行の取り扱い)

現行資金循環統計では、金融部門は、日本銀行、民間金融機関、公的金融機関とに大別され、民間金融機関の中に、国内銀行、中小企業金融機関、農林水産金融機関、在日外銀、およびこれらを総括する銀行等が分類項目として設けられている。ここで、郵便貯金は簡易保険と合算表示され、資金運用部、政府金融機関と共に公的金融機関を構成している。また、金銭信託は、他の信託勘定と合算され、民間金融機関に含ま

れているが、銀行等とは別の分類となっている。

#### (見直しに係る論点)

預金取扱機関の特定は、取り扱いの対象となる「預金」の範囲に依存する。下記のような制度・統計上の預・貯金の範囲を勘案すると、国内銀行、中小企業金融機関、農林水産金融機関、在日外銀、信託、郵便貯金が検討の対象となる。

#### <制度・統計上の預・貯金の範囲>

##### ・準備預金制度

適用対象機関：銀行、長期信用銀行、信用金庫、農林中央金庫  
適用対象商品：預金（外貨預金、非居住者円預金、特別国際金融取引勘定において經理された預金を除く）、定期積金、円貨建債券、金銭信託の一部、非居住者に係る本邦・外国通貨表示の負債勘定および居住者外貨預金、特別国際金融取引勘定からその他の勘定への資金の振り替えに係る金額

##### ・預金保険制度

適用対象機関：銀行（在日外銀を除く）、長期信用銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫  
適用対象商品：預金、定期積金等、金銭信託の一部

##### ・貯金保険制度

適用対象機関：農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合  
適用対象商品：貯金、定期積金

##### ・マネーサプライ統計における通貨発行機関

M<sub>2</sub>+CD：日本銀行、国内銀行・銀行勘定（外銀信託を除く）、信用金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫  
M<sub>3</sub>+CD：上記に加え、金銭信託（年金信託、証券投資信託を除く）、郵便貯金、農協、漁協、信用組合、労働金庫

(注1) IMFマニュアルは、本年央を目処に公表される予定であり、目下、わが国を含む各国で最終ドラフトを検討中であるが、以下では、IMFの了承の下、現時点での概ね合意がみられている点を中心にその概要を紹介するものである。

このうち、特に議論のポイントとなるのは、郵便貯金と国内銀行信託勘定の取り扱いであろう。IMFマニュアルに基づき、郵便貯金の経済的性格に着目すると、預金取扱機関（預・貯金取扱機関）に含める扱いが考えられる。次に、国内銀行信託勘定については、金融仲介機能を持つ金銭信託を制度単位と見做し、預金取扱機関として分類する方法が考えられる（信託勘定を分離する取り扱いについては後述）。

## （2）信託勘定の勘定別分離

（信託の取り扱いに関するIMFマニュアルの指針）

IMFマニュアルでは、信託の取り扱いについて、以下のような指針を示している。

- ① 原則として、信託を独立した制度単位として認識しない。ただし、金融仲介活動を行うことを目的に設立された信託は、制度単位と見做す。
- ② 信託の資産・負債は、信託を設立し法的に管理する制度単位、ないし信託の受益権を持つ制度単位と統合する。統合の対象となる機関を特定するに当たっては、残余財産への請求権や信託の取消権の有無を重視する。

③ 特別目的会社としての信託は、金融仲介活動を行っており、当該信託以外にポートフォリオを保有する機関が存在しないため、独立した制度単位として取り扱う（この点は、ノンバンクの分類に絡めて議論する）。

### （資金循環統計における現行の取り扱い）

現行資金循環統計では、国内銀行信託勘定は、同銀行勘定とは分離した形で金融部門の内訳部門を構成しており、金銭の信託が一律にカバーされる。この際、証券投資信託が独立した部門となっていることを除けば、各勘定は分離されていない。

### （見直しに係る論点）

国内銀行信託勘定については、銀行類似業務と運用の受け皿となる財産管理業務が混在しており、このうち、運用の受け皿となる信託勘定については、上記②の統合の対象となる。すなわち、既に述べたように、金銭信託は、統合の対象とせず、独立した制度単位として預金取扱機関に分類することが適当と考えられる。一方、預金取扱機関に分類されない信託勘定（財産管理信託と総称）については、原則として信託の委託元と統合することが必要となる（注2）が、

（注2）信託を各信託勘定の経済機能に基づいて分類する場合、以下の分類基準を用いると、金銭信託（合同運用指定金銭信託および貸付信託）と、その他とに大別することができる。

#### ・銀行業務との類似性

信託のうち、いずれの勘定が銀行の預貸金業務と類似しているかを判断するに当たっては、信託の資金調達形態が預金と類似しているかが重要である。この点、前述したように金銭信託の一部は、①元本補填がなされ預金保険の対象となること、②準備預金の対象となること、等預金との類似点が少くない。

信託報酬についても、①銀行類似業務（具体的には、合同運用指定金銭信託＜元本補填型＞および貸付信託）に係る損益、②手数料収入に近い特定金銭信託、金銭信託以外の金銭の信託、年金信託等財務管理部門から生じる損益、とに分離することができる。

#### ・運用の裁量権

信託が運用の裁量権を持っているかどうかは、当該信託が自らリスクを負って資金の運用・調達形態を変化させているか、すなわち、金融仲介活動を営んでいるかということと同義。こうした観点では、特定金銭信託等特定運用形態の信託は、信託自体に運用の裁量権がないため、金融仲介機能を営んでいるとは言い難い面がある。

「残余財産への請求権、取消権を持つ機関に統合した形で表示する」との IMF マニュアルの指針に留意して、勘定毎の取り扱いを考えてみると、以下のような分類方法が考えられる。

- ① 年金信託については、資金の運用委託元を年金基金と特定することができるため、当該年金基金を金融仲介機関として取り扱う（これらの信託を年金基金に統合する＜年金部門の創設および保険会社の細分類において詳述＞）。
- ② 証券投資信託については、信託は資金の受け皿ないしは事務処理機能を提供するに止まり、資金運用の意思決定は投資信託委託会社が行うと考えられる。このため、証券投資信託勘定ではなく証券投資信託委託会社を金融仲介機関として取り扱う（当該信託を委託会社に統合する）。
- ③ 単独運用指定金銭信託、特定金銭信託、財形信託、金銭信託以外の金銭の信託については、本来は資金運用の委託元部門を特定し、当部門と統合することが望ましい。もっとも、運用委託元部門の特定を漏れなく行なうことは実務上困難と考えられるため、便宜上これらの信託をその他金融仲介機関（預金類似信託以外の金銭の信託＜その他金融仲介機関の特定を参照＞）として取り扱う。

### （3）年金基金部門の創設および保険部門の細分類（IMF マニュアルにおける保険・年金基金の分類方法）

IMF マニュアルでは、保険および年金基金を金融部門の内訳部門とし、合計および個別計数を示すほか、保険部門については、生命保険、非生命保険、再保険への分離を提言している。

#### イ. 年金基金部門の創設

##### （IMF マニュアルにおける年金基金の定義）

IMF マニュアルは、年金基金を「退職・老齢給付を行うために、拠出額の積立資産を保有・運用する独立した制度単位」と定義したうえで、年金基金の性質について、「各受給者毎に勘定が分離されており、給付額は拠出額と関連」している点が重要と指摘している。また、IMF マニュアルでは、年金基金部門に分類すべき自律的（autonomous）年金と、年金を提供する機関に帰属する非自律的（nonautonomous）年金を区別し、資金が独立した制度単位によって運用されれば、自律的年金と見做されるとしている。

##### （資金循環統計における現行の取り扱い）

現行資金循環統計では、年金基金が独立した部門となっておらず、その資産・負債規模や資産の内訳が判明しない。これは、厚生年金基金・適格退職年金や国民年金基金等の資産・負債が、運用委託先である国内銀行信託勘定および保険会社の他の資産・負債と合算した形で計上されていることに起因する。

厚生年金基金、適格退職年金等のように、信託勘定や生命保険会社に運用が委託される年金は、上述のように運用委託先の負債となることから、個人部門の金融資産に含まれる（注3）。一方、共済年金については、共済組合が対家計民間非営利団体として、個人部門に分類されているため、資金運用部への預託分を除けば、部門内取引として扱われ、個人部門の金融部門に対する資産とならない。

#### （見直しに係る論点）

##### ① 自律的年金の特定

わが国の年金制度を上記 IMF マニュアルの基準を用いて整理すると、代表的な自律的年金として、積立方式ないしそれに類似の方式による運営を行い、かつ特別法人として設立されている厚生年金基金、国民年金基金、農業者年金基金、石炭鉱業年金基金等（「特別法人基金」と総称）が挙げられる。

また、適格退職年金は、①厚生年金基金等特別法人基金と同様、外部拠出による積立方式で運営されており、資金を拠出する企業（非金融法人部門ないし金融部門）のバランスシートに含まれない、②特別法人基金と代替・競合関係にある、といった点を勘案すると、自律的年金として年金基金に分類するのが適当と考えられる（注4）。この点、信託委託分については、独立した勘定（信託勘定）において運営されていることから、当該勘定を

適格退職年金の資産・負債として年金基金に含めることができるが、民間生命保険会社、共済連への委託分については、年金資金に対応する分離勘定が明示されるようになった場合には、本取り扱いを適用することが可能となる。

一方、生命保険部門の個人年金は、生命保険部門サイドが一定の裁量で資金運用を行っているうえ、保険資金と年金資金の勘定分離がなされていないため、家計の生命保険部門に対する資産として表すことが適当と考えられる。ただし、準備金が保険分と年金分とに分離されている場合には、個人年金に係る積立金を、生命保険部門の負債サイドにおいて年金準備金として表すことが可能である。

##### ② 年金基金と社会保障基金の区別

社会保障基金は一般政府部門に分類されるが、これを年金基金と区別するメルクマールは、給付額と拠出額との間に関連性があるか否かという点である。すなわち、関連性がない「賦課方式」ならば社会保障基金であり、「積立方式」ならば年金基金という切り分けになる。わが国の場合、国民・厚生・共済年金の定額部分に該当する基礎年金（1階部分）は、全国民に対する一元的な制度（国民年金特別会計・基礎年金勘定で計理）であるほか、賦課方式に近い運営方法となっている（注5）こともあって、この部分は社会保障基金として特定できる。また、厚生・共済年金の報酬

（注3）国民経済計算・金融勘定では、厚生年金基金や国民年金基金も社会保障基金として分類している。こうした年金の積立金により、一般政府部門の資金不足が資金循環統計比小さくなる。

（注4）適格退職年金に関する課税も、資金を拠出する企業に対して行われるのではなく、「特別法人税」として積立金自体を対象とするものとなっている。

（注5）現状では、修正積立方式の財政計算に基づいているが、給付額と拠出額とが完全にリンクしているか（拠出額に相応する請求権があるか）否かという観点から積立方式と賦課方式に二分する場合、賦課方式で運営されていると言えることができる。

比例部分（2階部分）についても、基礎年金と合算した形で負担・給付が行われることに鑑みると、社会保障基金として分類するのが適当と考えられる。なお、厚生年金基金は、厚生年金の保険料徴収と運用を一部代行しているが、代行部分のみを取り出すのは困難なことから、厚生年金基金全体を年金基金に分類することとなろう。

共済年金は、資金運用を自ら行う機関投資家であり、基礎年金部分と報酬比例部分は「社会保障基金」、職域年金部分は「社会保障基金」の上積み部分（「厚生年金基金」類似）ともみなせるが、①各部分について勘定が分離されておらず職域年金部分を取り出すことが困難なこと、②職域年金部分の金額が小さいと考えられることを勘案すると、全体を社会保障基金として取り扱う方法が考えられる。

### ③ 信託等の統合表示

特別法人基金の年金資金のうち、信託勘定に運用が委託される部分については、前述したIMFマニュアルの指針に従えば、信託の資産・負債を当法人に統合した形で表示する方法が考えられる（注6）。一方、民間生命保険会社に運用を委託している部分については、信託勘定委託分の取り扱いとの整合性という観点では、特別法人基金と統合すべきであるが、①生命保険会社委託分については、予定期率が設定されており、資産運用のリスクは

生命保険会社自身が負っている（注7）こと、②運用の裁量権は生命保険会社が持っていること、③現状では年金資金を運用する分離勘定の公開がなされていないこと、を勘案すると、統合扱いとせず生命保険会社委託分を特別法人基金の保険準備金持分（資産サイド）として計上することになる。ただし、生保委託分全てについて、年金資産の勘定分離と収益の実績配当が行われることとなれば（注8）、年金信託同様特別法人基金と統合表示する取り扱いが適当になると考えられる。

## □ 保険部門の細分類

### （資金循環統計における現行の取り扱い）

現行資金循環統計では、生命保険会社（外国生命保険会社を含む）、損害保険会社（再保険会社を含む）、共済連（全国共済農業協同組合連合会および47の共済農業協同組合連合会）を保険会社として分類している。

### （見直しに係る論点）

保険部門には、民間生命保険会社、民間非生命保険会社（現行統計の損害保険会社から民間再保険会社を除いたもの）、民間再保険会社、共済連に加え、生命保険・個人年金商品の提供や再保険・損害保険等の業務を営む公的保険を含めることが考えられる。

IMFマニュアルの提言に従えば、上記の機

(注6) 証券投資顧問会社と投資一任勘定を結んだ場合でも、当資金は信託勘定（特金）に委託される形となるため、同様の取り扱いとする。

(注7) 実際の運用利回りが予定期率を上回れば利差益の一部が配当として還元されるが、実際の運用利回りが予定期率を下回る場合には、予定期率が変更されるまでの間に生じる利差損は生命保険会社が負うことになる。

(注8) 生保委託分についても、第一特約（現行の運用規制枠の中で年金資産を一般勘定と分離したうえで合同運用を行うもの）および第二特約（年金基金毎の単独運用）では、勘定が分離されているほか、運用収益は運用した積立金に直接配当される等年金信託と類似。また、一般勘定での合同運用分についても年金資産の勘定分離が始められた（現状ではデータは非公表）。

関は、生命保険、非生命保険、再保険に細分類される。ただし、共済連は、生命保険と損害保険とを兼営しているが、両業務の勘定分離が行われていないため、生命保険、非生命保険何れにも含めず独立した細分類項目とすることが適当と考えられる。

#### (4) その他金融仲介機関の特定

##### (IMFマニュアルにおけるその他金融仲介機関の定義)

IMFマニュアルでは、「預金取扱機関」や「保険・年金基金」に含まれず、種々の方法で資金を調達し特定のタイプの顧客に貸付を行ったり、独特の貸付手段を用いる金融仲介機関を「その他金融仲介機関」と定義している。

##### <その他金融仲介機関の例示>

- ・ ファイナンス会社および信用供与機関
- ・ ファイナンシャルリース会社
- ・ インベストメントプール（投資対象<短期金融市場商品、債券、株式>別に区分）
- ・ 特別目的会社
- ・ 専門金融機関
- ・ ディーラー・ブローカー

金融仲介であるディーリング・アンダーライティング業務と金融仲介ではないブローカー業務双方を行う金融機関（IMFマニュアルでは「generalized “dealer/broker” firms」と呼称）は、その他金融仲介機関に分類するよう提言している。

##### (資金循環統計における現行の取り扱い)

現行資金循環統計には、その他金融仲介機関という分類概念は存在しない。現行分類における信託（国内銀行・信託勘定）、資金運用部、政

府金融機関、証券会社や、金融部門のその他に含まれている住宅金融専門会社が当分類概念に該当する。

##### (見直しに係る論点)

###### イ. 公的金融機関の範囲変更

その他金融仲介機関に分類する公的金融機関としては、資金吸収機関を除き、資金供給機関のみを含める（政府関係金融機関と呼称）のが適当と考えられる。具体的には、現行資金循環統計でカバーしている資金運用部、政府金融機関が該当するほか、資金運用部以外の融資特別会計（現行統計では中央政府に含まれる）および資金運用事業主体（年金福祉事業団、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金特別勘定等）を金融部門に組み入れたうえで、政府関係金融機関に分類することが考えられる（ただし、こうした資金については、各々の機関・勘定の運用原資の性格により、預金取扱機関や保険・年金基金に分類する方法<統合表示等>も考えられる）。

###### ロ. 証券投資信託委託会社の取り扱い

証券投資信託委託会社を金融仲介機関として取り扱う一方、国内銀行信託勘定の証券投資信託勘定は含めない。

###### ハ. 預金類似信託以外の金銭の信託の取り扱い

指定單、特金・ファントラ等運用委託元部門の特定できない金銭の信託を、一種の投資ファンドとして取り扱う。

###### ニ. ノンバンクの金融部門への組み入れ

ファイナンス会社および債権流動化に係る特別目的会社は、預金以外の形態で資金を調達し、貸出等に運用していることから、金融部門に組

み入れ、「その他金融仲介機関」の細分類項目とするのが適当と考えられる。

#### ① ファイナンス会社の部門創設

当項目には、現行統計で金融部門に含まれている住宅金融専門会社、証券金融会社に加え、現行統計では法人企業部門に分類されている貸金業者（貸金業規制法の対象機関、リース・クレジット会社を含む）を含めるのが適当と考えられる。

抵当証券会社は、自らのリスクで不動産担保貸出を実行し、その原資調達のために抵当証券を販売しているほか、貸金業者として大蔵大臣への登録を行っていることから、ファイナンス会社として分類するのが適当と考えられる。

#### ② 債権流動化に係る特別目的会社・信託の部門創設

債権流動化に係る特別目的会社や金銭債権の信託は、貸付債権をプールするために設立されるものであるが、その経済機能に着目す

ると、資産担保証券や信託受益権等、預金以外の方法により資金調達を行い、貸出債権に対する投資を行うという金融仲介を行っているとみることができる。こうした金融仲介の形態は、上記ファイナンス会社の金融仲介形態と同様であるため、ノンバンクの一種として分類することが適当と考えられる。こうした取り扱いを通じて、流動化により当初の債権保有者のバランスシートから外された債権を、統計上捕捉することも可能となる（注9）。

特定債権法の適用を受けるリース・クレジット債権に係るものについては、資産担保方式（注10）の特別目的会社（1996年4月に解禁）、信託方式の金銭債権の信託のほか、譲渡方式で用いられる特別目的会社、組合方式で設立される組合が該当する。

銀行等の一般企業向け貸付債権、地方公共団体向け貸付債権、個人向け住宅貸付債権の流動化に関しては、信託方式の金銭債権の信託のみが当部門に含まれる。譲渡方式（注11）

(注9) 売掛債権担保CPに係る特別目的会社についても、今後、国内での売掛債権担保CPの発行が増加した場合には、同様の取り扱いを検討する必要がある。ちなみに、米国の資金循環統計では、債権流動化に係る特別目的会社等は、資産担保証券発行会社（Issuers of Asset Backed Securities）、モーゲージプール（Federally Related Mortgage Pools）、資金調達会社（Funding Corporations）として分類されている。

(注10) リース・クレジット債権流動化に係る方式の概要は以下のとおり。

資産担保方式：オリジネーターが特定債権等を特別目的会社に譲渡し、特別目的会社が当該債権を担保とした社債やCPを発行することにより資金調達を行う。

信託方式：オリジネーターが特定債権等を信託銀行に信託すると同時に自らに発生する信託受益権の販売を信託銀行に委託し、信託銀行から販売代金を受け取ることにより資金調達を行う。

譲渡方式：特別目的会社に特定債権等を譲渡し、譲渡代金を受け取らないことによりオリジネーターに特別目的会社に対する譲渡代金債権が生じたと解釈し、この譲渡代金債権を小口化して投資家に販売することにより資金調達を行う。

組合方式：オリジネーターから特定債権等を譲り受ける民法上の任意組合または商法上の匿名組合を設立し、当組合に対する投資家からの出資を求めるにより資金調達を行う。

(注11) 一般貸付債権の流動化に係る方式の概要は以下のとおり（信託方式はリース・クレジット債権流動化の概要と同様）。

譲渡方式：民法上の指名債権の譲渡として貸付債権を別の銀行等に転売する。

ローンパーティシペーション方式：銀行等の保有する一般貸付債権の元利金を受け取る権利のみを他の銀行等に売却する。

やローンパーティシペーション方式では、債権をプールする特別目的会社が設立されないため、当部門の資産・負債として含まれるものはない（貸付債権は譲渡金融機関の資産から譲受金融機関の資産に移される）。

#### （5）非仲介型金融機関の特定

##### （IMFマニュアルによる非仲介型金融機関の定義）

IMFマニュアルでは、非仲介型金融機関を「金融仲介に関連した業務を営んでいるが、直接仲介者とはならない金融機関」と定義している。

##### （資金循環統計における現行の取り扱い）

現行資金循環統計の金融部門には、短資会社、預金・貯金保険機構が含まれているが、統計概念としては、金融仲介機関と非仲介型金融機関の分別はなされていない。非仲介型金融サービスを提供する金融機関のうち、上記の金融機関以外は、法人企業部門に含まれる。

##### （見直しに係る論点）

非仲介型金融サービスを提供する機関のカバレッジを拡充する必要がある。具体的には、非仲介型金融機関として、短資会社、預金・貯金保険機構のほか、証券取引所等の取引所、外国為替ブローカー、信用保証協会、証券投資顧問会社を取り込むことが考えられる（注12）。

## 2. 非金融部門の分類

非金融部門については、国民経済計算との接続を図るために、93 SNAにできる限り準拠した形で分類を見直す必要がある。この際、下記の

93 SNAの分類と照らし合わせると、①中央政府、地公体、社会保障基金を内訳部門とする一般政府部門を創設する（公団は非金融法人として分類）、②家計部門に含まれる対家計民間非営利団体を家計から分離し、個人企業を家計部門の内訳部門とする、といった取り扱いが示唆される。

##### ＜93 SNAにおける非金融部門の分類＞

- ・非金融法人部門：公的非金融法人、自民間非金融法人、外国支配非金融法人
- ・一般政府部門：中央政府、州政府、地方政府、社会保障基金
- ・家計部門：雇用主・自営業者、被用者および財産・移転所得の取得者
- ・対家計民間非営利団体
- ・国外部門

##### （1）一般政府部門、非金融法人部門の分類替え（資金循環統計における現行の取り扱い）

現行資金循環統計には一般政府部門という分類項目は存在せず、中央政府部門と公団・地公体部門を合わせて「公共部門」と称している。公団・地公体は、日本道路、農用地整備、森林開発、船舶整備、首都高速道路、阪神高速道路、水資源開発、日本鉄道建設、新東京国際空港、石油、本州四国連絡橋、地域振興整備、住宅・都市整備の各公団と、都道府県、市町村等の地方公共団体（地方公営企業を含むが地方公社を含まない）から構成される。中央政府部門は、国の一般会計および公的金融機関部門には属さない特別会計を各々カバーしている。なお、社会保障基金については、公的年金等に帰属する資金運用部預託金が中央政府部門の資産として

（注12）この点、預・貯金保険機構、信用保証協会等については、原債権の信用を変換する機能をどの程度有するのか、また、先物取引所等における更改（novation）も、同様の機能を果たしていると言えるか、という論点も有り得よう。

計上されることを除けば、資金循環統計の対象から外れている。

一方、法人企業部門は、金融機関以外の民間法人企業のほか、事業団、地方公社等を含む<sup>(注13)</sup>。

#### (見直しに係る論点)

中央政府および公団・地公体から成る公共部門に代わり、中央政府、地公体、社会保障基金により構成される一般政府部門を創設する必要があるが、その際は、まず公団と地公体を分離し、地公体を独立部門とすることが重要な課題となる。また、公的年金（国民年金、厚生年金、共済年金）や健康保険組合等社会保障基金を一般政府の内訳部門とすることが必要となる。一方、非金融法人企業部門では、現行統計の法人企業部門に該当する民間非金融法人に加え、公的非金融法人を内訳部門として設け、公的非金融法人部門に、公団のほか、国民経済計算で公的企業として分類される企業特別会計、事業団等を取り込めば、一般政府部門と非金融法人部門の分類について、資金循環統計と国民経済計算が整合的となる。

#### (2) 家計部門の細分類

##### (資金循環統計における現行の取り扱い)

現行資金循環統計の個人部門には、消費者としての家計のほか、個人企業、農林漁業者、対家計民間非営利団体が含まれている。ここで、共済組合、健康保険組合は、対家計民間非営利

団体として分類されているため、個人部門に含まれる。

#### (見直しに係る論点)

既に述べたとおり、共済組合、健康保険組合は、家計部門から分離され、一般政府部門（社会保障基金）に含まれる。なお、国民経済計算との整合性という観点では、家計部門を家計と対家計民間非営利団体とに分離することが望ましいが、そのためには、対家計民間非営利団体に係る基礎統計の整備が必要となる。また、個人企業を家計部門の内訳部門とすることも望まれるが、同様に基礎統計の整備が必要である。

#### (3) 海外部門のデータの拡充

##### (資金循環統計における現行の取り扱い)

海外部門には、海外の金融機関、政府、法人企業、個人、国際機関が含まれており、国内部門との境界は国際収支統計上の居住性の定義と一致している。海外部門と国内各部門との取引の計上方法は、負債サイドでは、外貨準備、貿易信用、直接投資を除けば全てがその他対外債権債務として計上されており、対外証券投資等の取引は明示されていない。資産サイドでは、ウェイトの大きい取引項目はその他対外債権債務および有価証券であるが、有価証券については、債券計および株式のデータのみが計上されている。

(注13) 国民経済計算では、保険・融資特別会計は全て公的金融機関部門に含まれ、造幣、印刷、郵政事業、国有林野事業、アルコール専売、食糧管理の各特別会計は企業特別会計として非金融法人企業部門中の公的企業部門に含まれる。また、厚生保険、国民年金、労働保険、船員保険等の特別会計は、健康保険組合、共済組合等と共に社会保障基金を、以上の部門に含まれない特別会計および一般会計等が中央政府部門を、各々構成している。また、同統計の非金融法人企業部門には、民間法人企業および公的企業の内訳部門が設けられており、公的企業部門は、公団のほか、農畜産業振興、国鉄清算、帝都高速度交通の各事業団・営団および上記企業特別会計等をカバーしている。

### (見直しに係る論点)

資金循環統計が国際資本移動の分析にも有用なものとなるためには、対内外証券投資に係るデータが詳細に示されていることが重要である。現状では、対外証券投資の投資家部門別内訳、対内証券投資の債券種類別内訳を各々特定することができない。

### 3. 金融取引分類の変更点

金融取引分類については、①IMFマニュアルにおける大分類（現金および預金、貸出、株式以外の証券、株式およびその他の持分、保険・年金準備金、その他の債権債務、貨幣用金およびSDR）を適用すること、②新設部門に特有の金融商品や、実体経済動向との関連性の強い金融取引について、取引項目の拡充や細分化を行うことが検討課題となる。

#### <新設すべき取引項目>

- ・貸出：住宅貸付、消費者信用、現先・債券  
貸借取引、ファイナンシャルリース
- ・株式以外の証券：抵当証券、債権流動化関連商品、金融派生商品
- ・保険・年金準備金：保険準備金、年金準備金
- ・その他の債権債務：未収・未払金、貨幣用金、  
SDR、対外証券投資

#### (1) 現預金の分類替え

#### (IMFマニュアルの定義・提言)

現預金は、現金、流動性預金、その他預金に細分類される。流動性預金は、①要求に応じ額面で（ペナルティーや制約なしで）交換可能、②小切手、手形、振替により自由に振替可能、③通常支払のために利用される、と定義されるが、その他預金については明確な定義は示されていない。

### (資金循環統計における現行の取り扱い)

現行統計では、預金は要求払預金、定期性預金、譲渡性預金、非居住者円・外貨預金の4項目に分類されている。また、金融機関間の取引として、日銀貸出金、コール、買入手形・売渡手形の取引項目が設けられている。

### (見直しに係る論点)

預金の分類については、IMFマニュアルに従えば、流動性預金（要求払預金に対応）、定期性預金、譲渡性預金、外貨預金の4分類とすることが考えられる。この際、現行の非居住者円・外貨預金を非居住者円預金（流動性預金ないし定期性預金に計上）、外貨預金（居住者保有分と非居住者保有分を分離）に組み替えることが必要となる。

#### (2) 貸出の細分化

#### (IMFマニュアルの定義・提言)

貸出は、①貸手と借手とが直接取引し、②証券が取引のエビデンスとして発行されない金融資産と定義される。

#### <貸出の例示>

- ・銀行の個人・企業向け貸出、住宅貸付
- ・割賦信用、クレジットカードローン、事業・証券金融
- ・ファイナンシャルリース
- ・マネーに含まれない現先取引

上記のカテゴリーのうち、住宅貸付は、①規模が大きいこと、②政策上の重要度が高いことから、他の貸出から分離することが重要との認識が示されている。

### (資金循環統計における現行の取り扱い)

現行資金循環統計では、貸出主体に応じて民間金融機関貸出と公的金融機関貸出とに分別している。この間、ファイナンシャルリース、現先取引といった取引は貸出に含まれていない。

### (見直しに係る論点)

貸出については、住宅貸付、消費者信用、その他貸出（主に事業者向け貸出）に分類するとともに、現先取引、ファイナンシャルリース、を新たに包含することが適当と考えられる。

現先取引は、買戻し・売戻し条件付きの債券の売買取引であるが、取引実態としては、債券を担保とした短期資金の運用・調達に利用されていることから、貸出に分類するのが適当と考えられる（注14）。

ファイナンシャルリース（注15）に関しては、リース取引からオペレーションリース分を除外することが必要となるが、現状では、両者を分離し得る基礎統計が未整備の状況である。

### (3) 証券の項目充実

#### (IMFマニュアルの定義・提言)

証券は、①譲渡可能であり、②保有者が含み損益を享受する可能性のある金融資産と定義され、株式と株式以外の証券に区別したうえで、株式以外の証券について、さらに「金融派生商品」と「金融派生商品を除く株式以外の証券」に細分類するよう提言されている。

### <株式以外の証券の例示>

- ・手形、社債、国債、CP、CD
- ・株式以外の証券の保護預り証・信託証書
- ・NIF、RUF
- ・ワラント、金融派生商品

### <株式の例示>

- ・株、優先株
- ・ミューチュアルファンド持分
- ・パートナーシップ・準法人に対する持分等

### (資金循環統計における現行の取り扱い)

現行統計では、有価証券として政府短期証券、国債、地方債、公団公庫債、金融債、事業債、株式、投資信託受益証券、外債が内訳項目となっている。

### (見直しに係る論点)

「金融派生商品を除く株式以外の証券」に関しては、部門分類においてノンバンク（ファイナンス会社および特別目的会社）部門を新設することに伴い、当部門における資金調達手段である抵当証券、債権流動化関連商品（資産担保証券、信託受益権等、リース・クレジット債権流動化に係る特定債権の小口債権も含まれる）を取引項目として追加が必要となる。

このうち、投資信託受益証券については、IMFマニュアルでは株式の一種として分類されるが、わが国の現状では、投資信託は契約型

(注14) わが国では、現先取引はマネーに含まれていない。

(注15) ファイナンシャルリースは、オペレーションリースと異なり、資産の所有権に付帯する全てのリスクと報酬を当該資産の使用者に移転するものであるため、リース取引をリース金額相当の金銭の借入と擬制し、リース料の支払いを貸出に対する元本の支払い（金融取引）と利子の支払い（経常取引）に分別するというのが93SNA、IMFマニュアルの考え方。

に限られることから、株式以外の証券として分類することが適當と考えられる。

#### (4) 金融派生商品の取り扱い (IMFマニュアルの指針)

IMFマニュアルでは、市場での取引が可能な金融派生商品を金融資産と見做すとの考え方示されている。資金循環統計に計上する資産・負債の金額については、フォワード系商品は再構築価格（含み損益）、オプション系商品はオプションプレミアムの時価とされている。この点、93SNAでは、取引所で取引される金融派生商品のみが市場価値を持つ金融資産であるとの考え方示されているが、IMFマニュアルにおいては、店頭取引であっても、取引が活発であれば市場価値があると判断されている。

金融派生商品の範囲については、現状、IMFマニュアルでも明確に定められていないが、93SNAのEU版である95ESA (European System of National and Regional Accounts) では、相対ベースで組成される金融派生商品についても、他の商品によってポジションを相殺することができれば（相殺可能性が確保されていれば）、市場価値のある金融資産と認識すべきとの考え方示されている。

金利関連派生商品については、利子の受払いのネット戻りを財産所得として所得支出勘定に記録するとの考え方と、他の派生商品同様、再構築価格を金融資産として計上するとの考え方との間で、必ずしも決着がついていない。

#### （見直しに係る論点）

フォワード系商品は含み損益を、オプション

系商品についてはオプションプレミアムの時価を計上するというIMFマニュアルの考え方（両者を部門間で移転される経済価値=ストックと考える）は妥当性を持つと思われる。一方、フォワード系商品の含み損益およびオプションプレミアムの価格変化分については、株式、債券の取り扱い（価格変化分を調整勘定に計上）との整合性を保つために、金融取引以外のフローとして調整勘定に計上することが適當と考えられる。

取引所取引等に係る証拠金は、取引所に対する“deposits”として取り扱うとの提言がある（その他の預金の一種として例示されている）が、預金については前述の整理が適當と考えられるため、当証拠金は預金とは別の取引項目（例えば「預り金」等）を新設するか、「その他」項目に含めるのが適當と考えられる<sup>(注16)</sup>。

現段階では、資金循環統計に金融派生商品を組み入れるための十分な基礎データは存在しないが、BIS主導の統計調査が定期的に実施されるようになれば、有用な基礎資料になると考えられる。ただし、定期市場報告が1995年4月に実施された金融派生商品サーベイと異なって、連結ベースのみで実施されると、資金循環統計に計上する計数（居住者ベース）を作成するための基礎データとして利用することは困難となる。

#### (5) 発生主義による金融取引の把握 (IMFマニュアルの提言)

IMFマニュアルは、国民経済計算全体において、発生主義で取引を記録すべきとの考え方を明確に示しており、そのメリットとして、①実

(注16) この点については、証券会社の顧客に対する委託証拠金、信用取引に関する保証金等をどのように取り扱うか、という論点も有り得よう。

体経済活動と金融取引の記録が相互に整合的になる、②金融取引に係る取引相手同士の同時記録が確保される、といった点を挙げている（注17）。

#### （資金循環統計における現行の取り扱い）

現行資金循環統計は、取引項目中、企業間信用、貿易信用しか発生主義でカバーしておらず、未収・未払金等の増減が資金過不足に反映されていないことから、現金主義に近い作成方法となっている。

このように現行資金循環統計が発生主義で記録される取引を不完全にしかカバーしない一方、国民経済計算は発生主義ベースで作成されており、このことが、資金過不足と貯蓄投資差額が乖離する一因となっている。例えば、金融機関の未収利息についてみると、国民経済計算・所得支出勘定では財産所得として計上される（金融部門の受取り、非金融部門の支払い）一方で、資金循環統計においては金融資産・負債の動きとして取り扱わないと、この部分が資金過不足と貯蓄投資差額とのギャップ発生の一因となる。

#### （見直しに係る論点）

取引の記録時点に関しては、IMFマニュアルが指摘する発生主義のメリットに加え、①資金循環統計は金融全体を包括するものであり、信用形態の違いによりカバーすべきか否かを区別すべきではない、②資金循環統計の基礎資料

は発生主義ベースで作成されるものが少なくなっている（注18）、③フォワード系金融派生商品の市場価値（含み損益）は、発生主義で収益を認識することによって初めて捕捉され得る、といった点等を勘案すると、発生主義を採用すべきである。具体的には、発生主義ベースで把握しうる金融取引を包括する項目として、未収・未払金を新設する（企業間信用は別項目とする）ことが考えられる。

保険会社の準備金（注19）のうち、支払準備金（未払いの保険金、支払備金とも呼ばれる）は、未収・未払金として計上することが適当と考えられる。一方、未経過保険料（前払保険料）については、IMFマニュアルでは発生主義ベースで記録される金融取引として例示されているが、責任準備金に含まれるものであるため、敢えて抽出する必要はないと考えられる。

#### （6）金、SDRの取り扱い

##### （IMFマニュアルの提言）

IMFマニュアルでは、準備資産として中央銀行や中央政府に保有されている貨幣用金、SDR（IMF特別引出権）を各々取引項目として設けることを提言している。一方、外貨準備高は、取引項目となっていない。

#### （資金循環統計における現行の取り扱い）

現行資金循環統計では、貨幣用金、SDRは、外貨準備高に含まれ、各々を特定することがで

（注17）発生主義とは、①金融資産・負債の発生および消滅は所有権の発生時点、②金融資産の売却・購入については制度単位間での譲渡時点、すなわち、何れの場合でも権利・義務および金融商品に係るリスクがバランスシート上で計上／除去される時点において記録することを意味する。

（注18）日計表等を作成するうえでの銀行等の経理基準は、従来の保守主義（現金主義を一段と保守的にした収益認識基準）を発生主義に切り替える形で策定された経緯がある。

（注19）短期見直し（本文参照）において、保険会社の負債を準備金ベースで計上する方式に変更（資産運用額と同額を計上していたのを保険準備金を計上する形に変更）。

きない。なお、外貨準備高は海外部門の負債に計上される一方、資産サイドでは日本銀行、中央政府各部門において「その他」ないし「その他対外債権債務」の中に混在する形になっている。

(見直しに係る論点)

IMFマニュアルの提言に沿う形で、貨幣用

金、SDRに係る計数を資金循環統計において表すこととしたい。この結果、現行統計に計上されている外貨準備高は、新設項目である貨幣用金、SDR、およびその他外貨準備に振り分けられる（日本銀行および中央政府の資産サイドにおいては現行と同様の計上方法とする）。

(調査統計局)